

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
1	1 DVを許さない社会づくり	(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソール、社会福祉協議会。 参加：63機関(うち市町村23、社会福祉協議会2)、111名	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。 分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考える必要がある。 昨年度と比較して、参加者数はほぼ横ばいであるが、参加機関数は増加。(H28年度：参加者110名、56機関(うち市町村23))	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
2					●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化	関係機関のブロック会への参加者の減少	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化を図った。	—	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化	関係機関のブロック会への参加者の減少	女性相談支援センター
3					●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域の関係機関が共通認識をもち、連携して対応。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との連携を促進する。(中央東、幡多) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関が共通認識をもち、連携して対応。(須崎)	●ブロック別関係機関連絡会議の日程に他業務がある場合参加することが困難である。(須崎)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との意見交換ができた。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との意見交換ができた。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加できなかった(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との情報共有(9月)(幡多)	●関係機関の顔繋ぎや対応状況の相互理解が進んだことで、市町村支援や連携がしやすくなった。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との意見交換により管内の相談実態や体制等の把握につながった。(中央東) ●ブロック別DV研修会の日程により参加できないことがあると関係機関との連携については、普段の顔の見える関係性のなかで連携する必要がある。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議の場で関係機関との情報共有ができた(幡多)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加を継続していく。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を図る。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との連携を促進する。(幡多)	●ブロック別DV関係機関連絡会議の活性化のためにも、意見交換での意見が、どの様に活かされたかのフィードバックがあればよい。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議の日程は参加しやすい日程にし、欠席の場合は議事録などフィードバックがあればよい。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
4					●ブロック別DV関係機関連絡会議への参加。	●他の会議と重複する等した場合における、出席者の選定。	●平成29年度DV被害者支援連絡会議への出席。 ●高知県女性保護対策協議会総会へ講師として出席。 ●平成29年度第1回こうち男女共同参画会議への出席。 ●平成29年度DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会へ講師として出席。	●他機関との連携が構築できた。 ●講師として参加し、警察として執り得る措置や法律の解釈を参加者へ周知できた。	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
5	1 DVを許さない社会づくり		① 関係機関・団体の連携強化	●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 ●DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討。	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	●DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会を10/31に開催(参加者37名)。ブロック会議のテーマが「市町村内の連携強化」であったことから、昨年度から引き続き、ネットワークメンバー以外の市町村DV被害者支援担当課及び県内各警察署にも案内を送った。 (講演)「婦人相談所と関係機関の連携 ～社会福祉の動向と調査結果から、そして、関係者で一緒に考える～」 講師:森川 美絵 氏 (津田塾大学 総合政策学部 教授) (報告)「警察のストーリー・DV対策について」 報告者:亀岡 正太 氏 (高知県警察本部 生活安全部少年女性安全対策課 警部)	アンケートの会議の内容についての評価では講演・ワークショップについては約6割が「大変参考になった」という回答だった。	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 ●DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討(ブロック会議メンバーの見直しにあわせて、検討する。)	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
6					●DV対策連携支援ネットワークに参加し、講演やケーススタディによる研修を実施することで、相談員の専門性の向上を図る。	●ブロック会とネットワーク会の目的の違いが関係機関に理解されていないため、どちらかに参加すればいいとの感じを受ける。	●DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会に参加	●DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会に参加することで、専門性の向上が図られた。	●DV対策連携支援ネットワークに参加し、講演やケーススタディによる研修を実施することで、相談員の専門性の向上を図る。	●ブロック会とネットワーク会の目的の違いが関係機関に理解されていないため、どちらかに参加すればいいとの感じを受ける。	女性相談支援センター
7					●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	●DV対策の会議等へ積極的に参加しての情報収集や連携強化	●DV関係機関連絡会議(9/11)に参加した。 ●関係機関・団体間の連携のさらなる強化につながった。	●DVの現状や課題等の情報共有と関係機関の連携の維持・強化のためには、継続的に協議していく必要がある。	●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	●DV対策の会議等へ積極的に参加しての継続的な情報収集や連携強化	男女共同参画センター「ソーレ」
8					●DV対策連携支援ネットワークへの協力。	●協力内容の吟味。	●平成29年度DV被害者支援連絡会議への出席。 ●高知県女性保護対策協議会総会へ講師として出席。 ●平成29年度第1回こうち男女共同参画会議への出席。 ●平成29年度DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会へ講師として出席。	●他機関との連携が構築できた。 ●講師として参加し、警察として執り得る措置や法律の解釈を参加者へ周知できた。	●DV対策連携支援ネットワークへの協力。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者や講師の確保が困難である。	警察本部 (少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
9	1 DVを許さない社会づくり		① 関係機関・団体の連携強化	●市町村との連携強化	●男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる。 ●市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。	●首長訪問や市町村計画策定の手引の活用、市町村への働きかけ及び情報提供の充実。	●10市町村を訪問し、市町村計画の策定を働きかけた。	●市町村の個別訪問を強化し、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援することが必要である。	●市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。	●市町村への働きかけを継続する、市町村計画策定の手引の活用など情報提供の充実を図る。	県民生活・男女共同参画課
10				●関係者による会議の開催や、DV対策連携支援ネットワークを通じて市町村との連携を強化	—	●DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会に参加	●DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会に参加することで、市町村との連携強化が図られた。	●関係者による会議の開催や、DV対策連携支援ネットワークを通じて市町村との連携を強化	女性相談支援センター		
11				●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●被害者への支援の拡大、充実を図るための、民間シェルターの育成及び掘り起こし ●民間シェルターに対する支援の在り方や役割分担の検討が必要。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円	●H28に交付額を721千円から1,000千円に増額出来たが、H29の実績においても団体の持ち出しが事業費の1/2を超えている。 ●民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要があることから、実績報告の様式や検査方法の見直が必要。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	●民間シェルターとの協働の推進 ●民間支援団体の拡充	県民生活・男女共同参画課
12	●民間支援団体との協働の推進 ●民間支援団体の拡充	●連携の取ることのできる民間団体の少なさ	●女性保護対策協議会より退所祝金支給 2件 ●女性保護対策協議会総会へ出席 ●女性保護対策協議会主催の「むつみ会」へ出席	●民間支援団体との連携が図られた。	●民間支援団体との協働の推進 ●民間支援団体の拡充	●連携の取ることのできる民間団体の少なさ	女性相談支援センター				

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
13	1 DVを許さない社会づくり	① 関係機関・団体の連携強化	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施	●ネットワーク会議を開催し、DV防止の広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行う。 ●民生委員・児童委員への啓発活動	●民生委員、児童委員をはじめとした各関係機関への啓発活動の再考	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 (講演)「婦人相談所と関係機関の連携 ～社会福祉の動向と調査結果から、そして、関係者で一緒に考える～」 講師:森川 美絵 氏 (津田塾大学 総合政策学部 教授) (報告)「警察のストーリー・DV対策について」 報告者:亀岡 正太 氏	アンケートの会議の内容についての評価では講演・ワークショップについては約6割が「大変参考になった」という回答だった。	●ネットワーク会議を開催し、DV防止の広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行う。 ●民生委員・児童委員への啓発活動	●民生委員、児童委員をはじめとした各関係機関への啓発活動の再考	県民生活・男女共同参画課	
14				●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼	●各種団体への啓発	・こうち被害者支援センターでの研修実施 ・高知弁護士会での研修実施	・DV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼ができた。	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼	●各種団体への啓発	女性相談支援センター	
15				●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施	●民生委員会等で、DVの啓発や協力を依頼する。(安芸) ●研修会への積極的な参加を促し、職員の意識・資質の向上に努める。(中央東) ●様々な機会を通じDVについての啓発を行う。(中央西、幡多) ●機会を通じ、福祉保健所健康所研修会でDV防止の啓発を実施する(須崎)	●民生委員会等で、DVの啓発や協力を依頼する。(安芸) ●研修会への積極的な参加を促し、職員の意識・資質の向上に努める。(中央東) ●様々な機会を通じDVについての啓発を行って行く。(中央西) ●機会を通じ、福祉保健所研修会でDV防止の啓発を実施する(須崎)	●特になし(安芸) ●今年度も研修会への参加をしていきたい。(中央東) ●福祉保健所の行った研修会にて、参加者に啓発カードを配布した(中央西) ●管内母子保健従事者担当者研修会でDV防止の啓発を実施する。 【H29. 12.12.】(須崎) ●管内健康づくり関連団体の会議等で啓発カード配布(幡多)	●福祉保健所内での啓発の場についてどのようなものがあるか整理し、機会を捉えた啓発が必要(中央西) ●DV防止について、再認識してもらおうとともに、相談窓口の周知ができた。(須崎) ●所内での協力が得られ、啓発の機会が広がった。(幡多)	●福祉保健所の実施する研修会等の機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う。(安芸) ●研修等に積極的に参加し職員の資質の向上に努める。(中央東) ●福祉保健所の実施する研修会等様々な機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う(中央西、幡多) ●管内母子保健従事者研修会等機会を通じてDV防止の啓発を実施する(須崎)	●管内研修会で啓発する場合の事前調整。(安芸)	健康長寿政策課(福祉保健所)
16				●高齢者の虐待防止に向けた研修会の開催	●高齢者虐待の防止に向けた取組など課題解決に向けた理解を深めることが必要。	高齢者虐待防止研修会の実施。 ・施設管理者向け:H29.8月223名 ・市町村向け:H29.8月50名	高齢者の虐待防止に向け、課題への取り組みに関する知識や理解を深めることができた。	継続して権利擁護研修会を実施する。	●権利擁護に関するさらなる理解を深めるための普及啓発。	高齢者福祉課	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
17	1DVを許さない社会づくり	(1)関係機関・団体の連携強化	①関係機関・団体の連携強化	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施	●研修等の機会を通じて啓発を行う	・障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所の管理者等との情報共有や連携	平成29年11月16日、12月11日に施設従事者を、11月13日に行政担当者を対象にした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、広報・啓発を行った。 参加者：165名(行政18名、従事者147名)	障害者虐待防止・権利擁護研修と連動した防止対策等の広報・啓発が実施できたため、より効果的な研修の開催ができた。	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
18					●チラシ配布の継続 ●配布機会の拡大	特になし	下半期なし	下半期なし	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布	特になし	国際交流課
19	1DVを許さない社会づくり	(2)DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	●私立学校人権教育指導業務(委託) ●指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ●私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援	・各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	・各学校の人権教育に関わる教員の専門性の向上及び体制の強化に寄与している。	・研修を通じて人権教育に携わろうとする意欲のある人材が育成されている。	私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援	各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	私立学校・大学支援課
20					●市町村担当課との連携及び実施園との事前・事後の連絡を密にすることにより、支援内容の充実を図るとともに、地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 ●親育ち支援啓発事業における保護者への研修(講話・ワークショップ)の一層の拡充に向け、未実施の市町村への継続的な呼び掛けや研修会等での声かけを行っていく。	該当なし	・園内研修支援事業において241回(79園)の研修支援を行った。うちブロック別研修支援(13園)では、保育参観に基づくグループ協議を中心に継続支援を行っている。また、4回のミドル受講者による公開保育を行い、4名の保育者が他園での保育協議の運営を行った。 ・親育ち支援啓発事業において、保護者への研修を88回(63園・小学校22・団体2)行った。実施園・校における保護者の参加率は51.3%であった。また、実施後の保護者へのアンケート結果において、99.3%が「子どもへの親のかかわりが大切だと思う」、99.1%が「今後の子育てに生かしていきたい」と回答があった。	・各園の研修テーマや要望に合わせた園内研修支援を実施するとともに、ブロック別研修支援においては担当主事が継続支援したり、ミドル研修受講者による公開保育の運営やグループ協議の進行等により、園の課題や状況に応じた研修等につながっている。 ・保護者研修を通して、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、実践してみようとする姿がアンケート結果から伺えた。しかし、研修設定の工夫不足や研修参加に消極的な保護者がいるため、保護者の参加の増加につながっていない現状がある。	・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 ・親育ち支援啓発事業における保護者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかけていくとともに、就学時健診での親育ち支援の講話を組み込んでもらえるように働きかける。 ・各園の組織体制を整え、研修の実施や継続的な取組につなげていくよう、幼保推進協議会等を通じて働きかける。	幼保支援課	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標 (2)DV防止のための教育・普及啓発	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
21	1 DVを許さない社会づくり	(2)DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	・今後も、各教育事務所と連携を図りながら、人権教育全体計画・年間指導計画の充実に向けた支援を継続する。 ・県立学校については、人権教育課で計画の点検を行い、充実に向けた支援を行う。	・各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	人権教育主任連絡協議会を開催(小・中5/26・30 6/1・6 県立5/1)	悉皆研修として行い、年間計画と実践の交流ができた。	人権教育主任連絡協議会を開催し、年間指導計画の充実を図る。	多くの人権課題が協議の対象となるため、DV問題に特化することは困難であり、発達段階に応じて取り上げ方の工夫が必要。	人権教育課
22	1 DVを許さない社会づくり	(2)DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施	・開発的な生徒指導を全教育活動に取り入れ、児童生徒の自己指導能力を育成する。 ・専門人材を活用した校内支援体制の充実を図り、学校全体で児童生徒への支援を行う体制づくりを推進する。	・開発的な生徒指導に関する研修等を継続する必要がある。 ・専門人材を活用した校内支援会の実施状況を調査の結果に基づき、効果的な校内支援会の実施に向けた支援を行う必要がある。	・校内支援会の実施状況 全小学校、中学校、義務教育学校、高等学校で校内支援会を実施しており、定期的に開催されている。	・支援が必要な児童生徒に対して、適切な支援が行える体制づくりが進んだ。 ・校内支援会の定期開催や専門人材の活用が十分でない学校も見られる。	・専門人材を活用した校内支援会の月1回以上の実施の定着を図る。	・SCやSSW等の専門人材の活用について、学校の実態に応じた効果的な方法を検討する必要がある。	人権教育課
23					●特別支援教育巡回アドバイザーを県内3地域に1名ずつ配置し、東部・中部・西部の重点市町村の学校を中心として支援を行う(定期的な校内委員会への援助)。	・校内支援会に向けて、校内委員会の活性化(個別の指導計画、引き継ぎシート等の作成と活用) ・小・中学校の特別支援教育学校コーディネーターの専門性の向上と校内での役割の理解及び周知	・特別支援教育巡回アドバイザー学校訪問実績(H30.3月末) 東部…150回 中部…90回 西部…185回 計425回 ・各中学校区を単位で小中学校の特別支援教育学校コーディネーター連絡会を各教育事務所が中心となり開催(H29は40中学校区に対し、5月から8月にかけて実施) ・特別支援教育巡回アドバイザーが直接入った学校の多くで、校内委員会、学年会で個別の指導計画の作成が行われるようになるなど、特別支援教育の理解、実践がさらに進んだ。	・中学校区内で特別支援教育学校コーディネーター間の連携を十分にとることができていない、個別指導計画が必要な児童生徒全員に作成できていないなどの学校に対しては、教育事務所等と連携しながら手立てを継続する必要がある。	・H30、31年度の2年間で全ての市町村(学校組合)教育委員会が中心となって、特別支援教育学校コーディネーターが特別支援教育について学んだり、校種間で情報共有等ができるよう、連絡会を開催する。	・特に重点支援市町村では、特別支援教育巡回アドバイザーが関わりながら、教育委員会だけではなく福祉や母子支援等と一緒に、子どもを中心としたネットワークを作っていくことが必要である。	特別支援教育課
24					・学級づくりリーダー活用推進事業の実施 ・高等学校生徒支援コーディネーター研修の継続	・県教育委員会関連所課、市町村教育委員会との更なる連携を図る。	・学級づくりパワーアップ講座実施 12/27 参加者88名、受講者評価4.7/5 ・平成29年度重点支援校(南国市立後免野田小学校)における学級経営研修会等の実施3回5/11、11/30、2/8、参加者数延74名 訪問支援36回 ・生徒支援コーディネーター研修会実施 5/30、8/4 参加者数延91名 受講者評価3.7/4 ・教育相談スキルアップ研修実施6/2、2/1 受講者数5校5名 受講者評価3.8/4 訪問支援5校14回	・学級づくりリーダー活用推進事業では、重点支援地域においてコーディネーター役の教員及び県内講師と連絡調整を行いながら、支援校(地域)の実態に合わせた支援を実施することができた。 ・高等学校生徒支援コーディネーター研修では、研修報告書や学校訪問での聞き取りから、受講者が研修で学んだことを授業やホームルーム経営、個別の生徒との関わりにおいて実践していることが把握できた。	H30年度より高知県教育センターに研修移管	心の教育センター	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
25	1 DVを許さない社会づくり	② DV防止のための教育・普及啓発	① 生涯にわたる人権教育の推進	●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	●市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ●市町村広報紙へのDV関連記事の掲載(文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ●様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらおうか。	●市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	県民生活・男女共同参画課
26					●受託研修について広報	●地域での研修会への講師依頼が少ない。	●実績なし	—	●受託研修について広報	●地域での研修会への講師依頼が少ない。	女性相談支援センター
27					●DV防止等の研修を出前講座により実施	●地域での研修への派遣依頼が少ないため広報を充実させる。	—	—	●DV防止等の研修を出前講座により実施	●DV防止の研修実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
28					各市町村の人権教育・啓発に関する取組において、女性の人権をテーマにした内容を組み込んでもらえるよう、市町村担当者会等を通じて働きかける。	●DV防止についての研修の場の設定と地域住民のニーズとの調整。	●市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会(中部・高知市地区5/15 西部地区5/18 東部地区5/22) ●社会教育主事等研修及び市町村人権教育・啓発担当者(9/15)	●計画の実施とPDCAの進め方を研修し、好評であった。 ●研修参加者が短時間のプレゼンテーションを体験し、実践的な内容で研修できた。	●啓発用資料を活用し、体験的な研修を充実させていく。	●一人一人の体験を確保するためには、研修時間の確保が課題である。	人権教育課
29					●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	●DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	●講師派遣事業の広報についてポスターの掲示や講演会等でのチラシの配布を実施 「DV」をテーマにした研修ではないが、その根底にある「セクシャルハラスメント」の問題を含む研修を実施した。 ●ヒューマンパワー育成講座 ①講演会「いろいろなハラスメントへの対応と最新情報」 開催日:1月19日 講師:(株)アトリエエム代表取締役 三木啓子氏 参加者:77人 ○[アンケートから]理解の深まり:「大いに深まった」、「深まった」の割合98% ●様々なハラスメントがあり自身も勉強していく必要があると感じた。 ●共通の認識を持つことが必要だと思った。個性を尊重することも。 ●ロールプレイはすぐに実践できるケースが取り上げられていて良かった。	●講師派遣事業では、研修テーマを「DV防止」とするかは主催者側が決定するため、「DV防止」をテーマとする研修の下半期の実績はなし。 ●一般的に「DV」は家庭内やパートナー間で発生する問題ととらえられがちなので人権啓発センターが行っている職域研修のテーマとして設定されることが少ないのではないかと考えるが、「DV」の根底にはジェンダーハラスメントがあり、職域研修での効果を理解してもらう必要がある。	●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	●DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
30	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。	特になし	実績なし	他の事業で商工部門や業界団体との連携は継続しており、必要に応じ啓発等の協力依頼は可能。	商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。	特になし	県民生活・男女共同参画課
31					●受託研修について広報	人権研修にDVを取り上げてくれる企業等があるのか。	●実績なし	—	●受託研修について広報	人権研修にDVを取り上げてくれる企業等があるのか。	女性相談支援センター
32					●DV防止等の研修を出前講座により実施	●職域での研修への派遣依頼が少ないため広報を充実させる。	●ハラスメント研修を出前講座により実施。6件計310名参加。 ●人権教育の研修の機会を設けることができた。	●ハラスメントに関する研修と比べ、DV防止に特化した研修の依頼が少ない。	●DV防止等の研修を出前講座により実施	●DV防止の研修実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
33					●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	●DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	講師派遣事業の広報についてポスターの掲示や講演会等でのチラシの配布を実施 「DV」をテーマにした研修ではないが、その根底にある「セクシャルハラスメント」の問題を含む研修を実施した。 ●ヒューマンパワー育成講座 ①講演会「いろいろなハラスメントへの対応と最新情報」 開催日:1月19日 講師:(株)アトリエエム代表取締役 三木啓子氏 参加者:77人 ○[アンケートから] 理解の深まり:「大いに深まった」、「深まった」の割合98% ●様々なハラスメントがあり自身も勉強していく必要があると感じた。 ●共通の認識を持つことが必要だと思った。個性を尊重することも。 ●ロールプレイはすぐに実践できるケースが取り上げられていて良かった。	●講師派遣事業では、研修テーマを「DV防止」とするかは主催者側が決定するため、「DV防止」をテーマとする研修の下半期の実績はなし。 ●一般的に「DV」は家庭内やパートナー間で発生する問題ととらえられがちなので人権啓発センターが行っている職域研修のテーマとして設定されることが少ないのではないかと考えるが、「DV」の根底にはジェンダーハラスメントがあり、職域研修での効果を理解してもらう必要がある。	●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。	●被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ●電車を利用したDV防止の啓発については、DVについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
34	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発	●広報広聴課、人権啓発センター等、利用できる広報媒体を活用し、繰り返し広報を続ける。 ●広報紙(さんSUN高知、ソールスコープ等) ●テレビ・ラジオ ●人権啓発センターCM ●公共交通機関を活用した広報活動の実施	●広報素材の工夫や広報の強化 ●ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●実施後の分析、検証	●H30年度実施計画(インプット)	●実施上の課題等	●担当課室又は関係機関
35				●ソール情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した意識啓発	●DVについて県民に十分知られていないため情報を充実させる。	●ホームページにてDVに関する意識啓発の情報を発信。 ●DV防止の意識啓発	●ホームページ等の情報の充実を図る必要がある。	●ソール情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した意識啓発	●DVについて県民に十分知られていないため情報の充実を図る。	●担当課室又は関係機関	
36				●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。	●被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ●人権啓発電車は、DVIについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	●平成29年度から新たに発行することになった「季刊誌こころんだより」に10の人権課題の一つとして「女性の権利」を取り上げた。 ●10月～11月に実施したポスタージャックで「DV防止啓発講演会」のポスターを掲出した。 ○電車を利用する一般県民(期間利用客数: 15,641人)に広報できた。 ●「人権啓発シリーズ新聞掲載事業」第7回 その他の人権(ハラスメント) 12/27(水)「もうセクハラなくそうよ」 三木啓子(アトリエエム(株)代表・産業カウンセラー)	取り組むべき人権課題が多い中、「DV防止」は下半期、特に「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～25日)を中心に公共交通機関を活用した広報や、新聞掲載事業を実施することができた。	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	●センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	●担当課室又は関係機関	
37	●市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ	●市町村や関係機関・団体の広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村や関係機関・団体のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●担当課室又は関係機関	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
38	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 ●啓発用ポスターの作成・掲示 ●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(28,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)	民間支援団体の協力を得ることで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。	●民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 ●啓発用ポスターの作成・掲示 ●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
39					●リーフレット等の配布先の新規開拓	配布できるところが限定される。	・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)		●リーフレット等の配布先の新規開拓	配布できるところが限定される。	女性相談支援センター
40					●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV防止の啓発誌や啓発パネルの活用	・ソール館内、出前講座や会議等で啓発誌を配布。 ・県立図書館でDV防止啓発パネルの掲示と啓発誌を配布。 ・啓発パネルの貸出し(1件) ・DV防止の意識啓発	・意識啓発のため、さまざまな機会を捉え、DV防止の啓発パネルの掲示や啓発誌等の配布を行っていく。	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発。	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV防止の啓発誌や啓発パネルの活用	男女共同参画センター「ソール」
41					●庁舎内でポスター、DV啓発パンフレット、DV啓発カード等を利用した啓発をする(安芸) ●リーフレット等の配布を行う。(中央東) ●様々な機会を通じDVについてのリーフレット、カード等の配布を行う。(中央西、幡多) ●機会を通じ、福祉保健所研修会でDV防止のリーフレットを配布し啓発を実施する(須崎)	●高齢者や障害者に情報が届きにくい。(中央西)	●男性トイレにも、DV啓発カード等を設置。(安芸) ●窓口にてリーフレットの配布や掲示を行っている。(中央東) ●啓発カードを窓口やトイレに設置した。またケアマネジャーが参加する研修会において配布した(中央西) ●管内母子保健従事者担当者研修会でDV防止の啓発を実施する。【H29. 12.12. 実施予定】(須崎) ●庁舎内にDV啓発カード等を配置(幡多)	●男性トイレでの検証はしていない。(安芸) ●来所者の目には触れていると思われるが、リーフレットの補充機会は少ない。(中央東) ●啓発カードの設置のみでは、PRとなっていないため、住民対象の講習会等のさまざまな機会をとらえ、カード等配布するなどの工夫が必要。(中央西)	●庁舎内でポスター、DV啓発パンフレット、啓発カード等を利用した啓発をする。(安芸) ●リーフレットを配布して啓発を継続していく。(中央東) ●DVについてのリーフレットやカード等の配布を行う(中央西) ●機会を通じ、福祉保健所研修会でDV防止のリーフレットを配布し啓発を実施する(須崎) ●様々な機会を通じDVについてのリーフレット、カード等の配布を行う(幡多)	●DV防止と啓発を常に念頭においてリーフレット等の配布だけでなく、高年齢、母子担当だけでなく、高齢、障害分野等での取組の必要(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
42	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター)	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	【市町村】 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供 【民間支援団体】 ・女性保護対策協議会と連携した相談カードの作成(28,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)。 【県庁】 ・ラジオ対談の実施(FMラジオ1回 RKCラジオ2回) ・高知城のパープルライトアップ。	民間支援団体の協力を得ることで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。		「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動(相談カードの作成・配布、街頭キャンペーンの実施) ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ○高知城パープルライトアップの実施	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
43					●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施 ●民間支援団体の拡充	・連携の取ることのできる民間団体の少なさ	・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)	・民間支援団体の協力を得ることで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施 ●民間支援団体の拡充	・連携の取ることのできる民間団体の少なさ	女性相談支援センター	
44					●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に開催するDV防止啓発講演会への参加者の拡充	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の11/18に関係機関・団体と共催で開催するDV防止啓発講演会をホームページやチラシで広報した。 ・DV防止啓発への関心を高め、幅広く参加を募集した。講演会129名参加。	-	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	男女共同参画センター「ソーレ」	
45					●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ・人権啓発電車は、DVIについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	・平成29年度から新たに発行することになった「季刊誌こころんだより」に10の人権課題の一つとして「女性の人権」を取り上げた。 ●10月～11月に実施したポスタージャックで「DV防止啓発講演会」のポスターを掲出した。 ○電車を利用する一般県民(期間利用客数:15,641人)に広報できた。 ●「人権啓発シリーズ新聞掲載事業」第7回 その他の人権(ハラスメント) 12/27(水)「もうセクハラなくそうよ」 三木啓子(アトリエエム(株)代表・産業カウンセラー)	取り組むべき人権課題が多い中、「DV防止」は下半期、特に「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～25日)を中心に公共交通機関を活用した広報や、新聞掲載事業を実施することができた。	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用したDV防止の啓発については、DVIについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
46	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVに関する広報・啓発の実施	●広報用名刺大カードを県内の全高生及び私立中学生などに配布。 ●性に関する専門講師派遣事業等で思春期ハンドブックを活用し、DV予防や相談窓口を周知。 ●H30年6月(予定)の塩見記念青少年プラザへの移転にむけて、医療・教育関係者による思春期相談センターPRINKあり方検討会の開催。	・思春期相談センター活動の周知 ・ホームページによる情報発信の強化 ・移転後の活動内容の充実	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	・実施上の課題等	健康対策課
47					●高齢者総合相談窓口や認知症コールセンターでの相談受付 ●新聞やラジオ等を活用した高齢者総合相談窓口、認知症コールセンターの広報	・より多くの県民への周知。	・高齢者総合相談での相談受付件数:519件 ・認知症コールセンターへの相談件数:365件 ・新聞・ラジオに加え、さんSUN高知の情報広場への広報掲載。また、市町村及び施設従事者に向けた虐待研修のほか、県内の量販店でリーフレットを配布。 ・認知症サポーター養成講座等でパンフレットやチラシを配布。	・地域包括支援センターや専門機関の相談機能もあり、相談件数は減少しているが、高齢者虐待など権利擁護に関する相談が継続的に寄せられている。 ・認知症コールセンターの相談件数は昨年度に比べ20件ほど減少している。	引き続き各地域包括支援センターなども含めた相談機関を周知する。	より多くの県民への周知。	高齢者福祉課
48					●研修等で情報提供を行い、相談窓口での広報・啓発を支援する	・障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所の管理者等との情報共有や連携	平成29年11月16日、12月11日に施設従事者を、11月13日に行政担当者を対象にした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、広報・啓発を行った。 参加者:165名(行政18名、従事者147名)	障害者虐待防止・権利擁護研修と連動した防止対策等の広報・啓発が実施できたため、より効果的な研修の開催ができた。	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
49					●チラシ配布の継続 ●配布機会の拡大	・特になし	下半期なし	下半期なし	チラシ配布	特になし	国際交流課

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
50	1 DVを許さない社会づくり	(3) 若年層に対する予防教育の推進	① 若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した広報・啓発の実施	●広報広聴課、人権啓発センター等、利用できる広報媒体を活用し、繰り返し広報を続ける。 ・広報紙(さんSUN高知、ソレスコープ等) ・テレビ・ラジオ ・人権啓発センターCM	●広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(RKC 2回 FM 1回) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○高知城パープルライトアップ ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
51					●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した広報・啓発	・デートDVについて県民に十分知られていないため情報の充実を図る。	・ホームページにてデートDVに関する意識啓発の情報を発信。 ・デートDV防止の意識啓発	・ホームページ等の情報の充実を図る必要がある。	●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した広報・啓発	・デートDVについて県民に十分知られていないため情報の充実を図る。	男女共同参画センター「ソーレ」	
52					●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ・人権啓発電車は、DVIについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	・平成29年度から発行することになった「季刊誌こころんだより」に10の人権課題の一つとして「女性の人権」を取り上げた。 ●10月～11月に実施したポスタージャックで「DV防止啓発講演会」のポスターを掲出した。 ○電車を利用する一般県民(期間利用客数:15,641人)に広報できた。 ●「人権啓発シリーズ新聞掲載事業」第7回 その他の人権(ハラスメント) 12/27(水)「もうセクハラなくそうよ」 三木啓子(アトリエエム(株)代表・産業カウンセラー)	取り組むべき人権課題が多い中、「DV防止」は下半期、特に「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～25日)を中心に公共交通機関を活用した広報や、新聞掲載事業を実施することができた。	●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用したDV防止の啓発については、DVIについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
53	1 DVを許さない社会づくり	(3) 若年層に対する予防教育の推進	① 若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による広報・啓発	●デートDVパンフレットの配布先拡充と啓発パネルの活用。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・意識啓発のため、さまざまな機会を捉え、デートDV防止の啓発パネルの掲示や啓発誌等の配布を行っていく必要がある。	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による広報・啓発	・デートDVパンフレットの配布先拡充と啓発パネルの活用	男女共同参画センター「ソーレ」	
54				●リーフレット等の作成及び配布による広報・啓発の実施	●民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 ●啓発用ポスターの作成・掲示 ●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(28,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)	民間支援団体の協力を得ることで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
55				●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・出前講座実施先拡充と啓発パネルの活用。	・県内の大学・高等学校で学生を対象としたデートDVに関する研修を実施。6件545名参加	・講座依頼の拡大や継続に向けての周知・広報を図る。	●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
56				PTAの人権教育研修において、女性の人権をテーマにした内容を組み込んでもらえるよう、PTA関係の会や校長会等を通じて働きかける。	・PTAの人権教育研修に、DV防止についての研修の場の設定と保護者のニーズとの調整。	人権教育主任連絡協議会等で、人権問題の研修をPTAで行ってもらうように伝えている。	女性の人権を含む人権全般について働きかけており、女性の人権に特化していない。	PTAの人権教育研修において、研修の回数を増やしたり、複数テーマの研修を実施するなどの工夫を提案していく。	多くの実施が計画された場合に、研修ニーズに対応できる講師の確保	人権教育課(主) 小中学校課 高等学校課	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
57	1 DVを許さない社会づくり	(3)若年層に対する予防教育の推進	①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	教職員研修等において、DVをはじめとする女性の人権をテーマにした内容を組み込んでもらえるよう、人権教育主任連絡協議会等を通じて働きかける。	DV防止についての研修の場の設定と教職員のニーズとの調整。	人権教育主任連絡協議会等で、人権問題の研修を構内で行ってもらうように伝えている。	女性の人権を含む人権全般について働きかけており、女性の人権に特化していない。	校内の人権教育研修において、研修の回数を増やしたり、複数テーマの研修を実施するなどの工夫を提案していく。	多くの実施が計画された場合に、研修ニーズに対応できる講師の確保	人権教育課	
58				●人権教育セミナーでは、県民に身近な10の人権課題を網羅することを念頭に置き、DVを含めた女性の人権に関する講座を実施する。	・研修のねらいから、DVに特化した講座にすることは難しい。	・「女性・犯罪被害者等」の人権課題をテーマに、「性暴力被害を受けた子どもの理解と支援」という演題のもと、性的マイノリティーにおけるDVの現実を含めた女性に対する人権侵害に関する研修を実施。(人権教育セミナーⅡ期、8/3開催、受講者75名) ・性的マイノリティーにおけるDVの現実を具体的な事例や性犯罪とその二次的被害の実態など、DVも含めた女性に対する人権侵害の実態を再認識できた。	児童生徒や女性の心のケアを専門的にされている講師から、DVの実態や女性に対する人権侵害の実例を聞くことができた。受講者は、DVの防止に係る学習を「女性」「犯罪被害者等」「性的マイノリティー」の人権課題に関連させて実践できることを認識できたと考える。本研修が、学校・学級での教育実践に生かせる内容であったのかを問うアンケート結果【5件法】では、【4.3】であり、研修の内容が一定教育実践の中で生かせる内容であったと考える。	女性・犯罪被害者等の人権課題において、「女性(DV・性暴力被害者)・犯罪被害者の人権」を演題とし、DVの内容を含めた研修を実施する。	研修のねらいから、DVに特化した講演にすることは難しい。また、その内容が受講者にとって学校に生かされる内容であるか、講師の情報が乏しい。	教育センター	
59				●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・出前講座実施先拡充と啓発パネルの活用。	-	-	●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」	
60				●広報用名刺大カードを県内の全高校生及び私立中学生などに配布。 ●性にに関する専門講師派遣事業等で思春期ハンドブックを活用し、DV予防や相談窓口を周知。 ●H30年6月(予定)の塩見記念青少年プラザへの移転にむけて、医療・教育関係者による思春期相談センターPRINKあり方検討会の開催。	・思春期相談センター活動の周知 ・ホームページによる情報発信の強化 ・移転後の活動内容の充実	・広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。 ・フジグラン高知のテナントスペースに広報用名刺大カードを継続設置。 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内高校1年生に配布するとともに、性にに関する専門講師派遣事業や各学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ・思春期相談センターPRINKあり方検討会にて、移転後の体制や活動内容について検討。(8/29、10/10)	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性にに関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは、「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていると考える。 ・思春期相談センターPRINKあり方検討会では、思春期の子どもたちをとりまく環境は変化しており、若者だけでなく、保護者や学校の先生も相談できる場がないことや、女性の身体や妊娠に関する相談の場が必要であるとの意見があり、これらの意見をふまえた次年度以降の計画を策定することができた。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知方法について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関との連携 ・相談員の体制	健康対策課	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
61	1 DVを許さない社会づくり	(4) 加害者への対応	① 加害者への厳正な対応	●現場警察官の加害者への対応能力の向上	●各種研修の実施。 ●専科教養におけるDV授業の実施。 ●DV担当者による専科教養への入校。	●人員の選定 ●各種研修の日程調整。	●人身安全関連事案対策専科の実施し、DV担当者を育成。	●各署においてDVに関する専門的知識を有する課員を育成できた。	●各種研修の実施。 ●専科教養におけるDV授業の実施。 ●DV担当者による専科教養への入校。	●優秀な人材を確保する。	警察本部 (少年女性安全対策課)
62				●保護命令が出された加害者に対する警告の実施	●保護命令が発令された直後に加害者へ接触した事実の確認及び指導警告を実施。 ●加害者と接触出来なかった場合における、同人に対する発令事実の確認及び指導警告。 ●対応する警察官の選定。	●全ての審尋に関して警察官が裁判所で待機し、加害者に対して保護命令が発令された事実の確認及び指導警告を実施した。 ●審尋において加害者と接触出来なかった場合は、後刻、可能な限り早期に加害者と接触し、保護命令の発令事実の確認及び指導警告を実施した。 ●発令された全ての保護命令に関して上記の措置を実施した。	●保護命令が発令された直後に加害者へ接触し、保護命令が発令された事実の確認及び指導警告を実施。 ●加害者に指導警告を行うことにより、保護命令をより効果的に運用でき、被害発生防止が図れた。	●保護命令が発令された直後に加害者へ接触し、保護命令が発令された事実の確認及び指導警告を実施。 ●加害者と接触出来なかった場合における、同人に対する発令事実の確認及び指導警告。 ●対応する警察官の選定。	警察本部 (少年女性安全対策課)		
63	1 DVを許さない社会づくり	(4) 加害者への対応	② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	●「男性のための悩み相談」の実施	●一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	●新規開拓により、相談カードの配布・設置先を拡充した。	●広く継続的に相談窓口の周知を図ることが必要。	●「男性のための悩み相談」の実施	●一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	
64				●専門性を生かした相談支援の実施	●関係機関との継続的な連携	●精神保健福祉センターでの面接相談12件(実数)のうち加害者からの相談3件 ●メンタルヘルスに関し専門的な助言を行った	●個別面接で対応している	●専門性を生かした相談支援の実施	●関係機関との継続的な連携	精神保健福祉センター	
65				●加害者を対象とした各種相談の実施	●心の健康相談の日程が決まっておりタイムリーな利用が難しい。(中央西)	●実績なし(安芸、中央東、中央西、須崎、幡多)	●「心の健康相談」の利用について市町村へ周知していく必要あり(中央西) ●「心の健康相談」の利用について加害者が利用できることを周知する必要あり(須崎)	●精神保健福祉業務として「心の健康相談」を定期で実施。(安芸) ●電話、窓口での相談を受けた時には、傾聴のうえ女性相談支援センター等専門機関を紹介する。(中央東) ●必要に応じて心の健康相談や専門職の相談につなげていく。(中央西、須崎) ●精神保健福祉業務として「嘱託医相談」、「心の健康相談」を開催、相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。(幡多)	●本人や支援者も、心理的DVには気づきにくいばあいがあり、相談につながりにくい。(安芸) ●加害者対象の相談事例がない加害者対象の相談を実施していることを広報する必要と加害者相談に精通した相談員の派遣依頼も必要(須崎)	●精神保健福祉業務として「心の健康相談」を定期で実施。(安芸) ●電話、窓口での相談を受けた時には、傾聴のうえ女性相談支援センター等専門機関を紹介する。(中央東) ●「心の健康相談」の利用について市町村への周知を行う(中央西) ●必要に応じて嘱託医相談や専門職の相談につなげる。(須崎) ●精神保健福祉業務として「嘱託医相談」、「心の健康相談」を開催、相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。(幡多)	健康長寿政策課 (福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関		
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
66	1 DVを許さない社会づくり	(4) 加害者への対応	② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知		●一般相談や男性相談窓口を周知する相談カード等の配布・設置先の新規開拓	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動を通して、男性相談窓口の周知を図る。 ・ラジオ対談でソレの男性相談窓口の周知 ・男性相談窓口を記載した啓発ポスターを掲示(県内の交通機関)	男性相談窓口についての周知活動を実施。 引き続き周知が必要	・ソレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び男性相談窓口を周知する相談カード(女相作成、ソレ作成)の配布等 ・加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修の実施	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	県民生活・男女共同参画課		
67							●新規開拓により、相談カードの配布・設置先を拡充した。	・広く継続的に相談窓口の周知を図ることが必要。	●啓発パネルの掲示、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発と相談カードの配布等による相談窓口の周知	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	男女共同参画センター「ソレ」		
68							●関係機関を通じての相談窓口の周知及び関係機関への情報提供	・関係機関への周知、情報提供	●加害者からの相談面接3件のうち、関係機関からの紹介は2件 ●関係機関からの相談7件(うち加害者についての相談1件)	相談に対しては個別対応	関係機関を通じての相談窓口の周知及び関係機関への情報提供	関係機関への周知、情報提供	精神保健福祉センター
69							●国や他県等の情報収集	・加害者更生プログラムに関する情報不足	関係団体含め国や他県の情報収集に努めた。	加害者更生プログラム自体が新しい取組であり、効果が国等により検証されている段階のため、情報が不足している。引き続き情報収集の必要がある。	国や他県等の情報収集	加害者更生プログラムが発展途上にあるため、プログラムに関する情報が不足	県民生活・男女共同参画課
70							●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討	・情報の充実と人員不足の解消			●国や他県等の情報収集	・情報の充実と人員不足の解消	男女共同参画センター「ソレ」

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
71	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	①配偶者暴力相談支援センターの周知	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・人権啓発センターテレビCM	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(RKC 2回 FM 1回) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○高知城パープルライトアップ ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	「女性に対する暴力をなくす運動期間」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
72					●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した周知	●DVについて県民に十分知られていないため、情報の充実を図る。	・ホームページにてDV防止の啓発とともに相談窓口として紹介。	-	●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した周知	・DVについて県民に十分知られていないため情報の充実を図る。	男女共同参画センター「ソーレ」	
73					●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ・人権啓発電車は、DVIについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	・平成29年度から新たに発行することになった「季刊誌こころんだより」に10の人権課題の一つとして「女性の人権」を取り上げた。 ●10月～11月に実施したポスタージャックで「DV防止啓発講演会」のポスターを掲出した。 ○電車を利用する一般県民(期間利用客数:15,641人)に広報できた。 ●「人権啓発シリーズ新聞掲載事業」第7回 その他の人権(ハラスメント) 12/27(水)「もうセクハラなくそうよ」 三木啓子(アトリエエム(株)代表・産業カウンセラー)	取り組むべき人権課題が多い中、「DV防止」は下半期、特に「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～25日)を中心に公共交通機関を活用した広報や、新聞掲載事業を実施することができた。	●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用したDV防止の啓発については、DVIについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。		

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
74	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1) 配偶者暴力相談支援センターの周知	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 啓発用ポスターの作成・掲示 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(28,500枚)及び配布 国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施) 	民間支援団体の協力を得ることで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。		<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 	県民生活・男女共同参画課
75				<ul style="list-style-type: none"> リーフレット等を作成し、配布を行い広報啓発 「女性に対する暴力をなくす運動」月間における各機関と連携した集中的な広報啓発 ホームページの活用 	配布できる場所が限られている。	<ul style="list-style-type: none"> 国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施) 	民間支援団体の協力を得ることで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット等を作成し、配布を行い広報啓発 「女性に対する暴力をなくす運動」月間における各機関と連携した集中的な広報啓発 ホームページの活用 	配布できる場所が限られている。		女性相談支援センター
76				<ul style="list-style-type: none"> 啓発誌やリーフレット等の配布による周知 	DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	<ul style="list-style-type: none"> 啓発誌やリーフレットに記載して配布し、周知を図った。 		<ul style="list-style-type: none"> 啓発誌やリーフレット等の配布による周知 	DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用		
77			<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 広報素材の工夫や広報の強化 ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村】 市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供 【民間支援団体】 女性保護対策協議会と連携した相談カードの作成(28,500枚)及び配布 国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)。 【県庁】 ラジオ対談の実施(FMラジオ1回 RKCラジオ2回) 高知城のパープルライトアップ。 	民間支援団体の協力を得ることで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付 民間支援団体と協働した広報・啓発活動(相談カードの作成・配布、街頭キャンペーンの実施) 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ラジオ対談、原稿読み上げ テレビCM(人権啓発センター) 	<ul style="list-style-type: none"> 広報素材の工夫や広報の強化 ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 	県民生活・男女共同参画課		

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
78	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に実施する講演会等の周知の強化 ●県民への幅広い周知活動の実施 ●DV防止講演会での配偶者暴力相談支援センターについての広報	・配布場所が限られている ・協力団体の固定化	・アウトプット(結果) ・インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) ・アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・民間支援団体の協力を得ることで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に実施する講演会等の周知の強化 ●県民への幅広い周知活動の実施 ●DV防止講演会での配偶者暴力相談支援センターについての広報	・配布場所が限られている ・協力団体の固定化	女性相談支援センター
79					●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に開催するDV防止啓発講演会への参加者の拡充	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の11/18に関係機関・団体と共催で開催するDV防止啓発講演会をホームページやチラシで広報した。 ・DV防止啓発への関心を高め、幅広く参加を募集した。講演会129名参加。	-	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	男女共同参画センター「ソール」
80					●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ・人権啓発電車は、DVIについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	・平成29年度から新たに発行することになった「季刊誌こころんたより」に10の人権課題の一つとして「女性の人権」を取り上げた。 ●10月～11月に実施したポスタージャックで「DV防止啓発講演会」のポスターを掲出した。 ○電車を利用する一般県民(期間利用客数: 15,641人)に広報できた。 ●「人権啓発シリーズ新聞掲載事業」第7回 その他の人権(ハラスメント) 12/27(水)「もうセクハラなくそうよ」 三木啓子(アトリエエム(株)代表・産業カウンセラー)	取り組みべき人権課題が多い中、「DV防止」は下半期、特に「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～25日)を中心に公共交通機関を活用した広報や、新聞掲載事業を実施することができた。	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用したDV防止の啓発については、DVIについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター
81	●市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ	●市町村・関係機関の広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村や関係機関のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	・市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ・市町村広報紙へのDV関連記事の掲載 (文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	●市町村・関係機関の広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	県民生活・男女共同参画課			

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
82	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●各種相談機関の相談窓口での周知	●様々な広報資料を活用した周知	・当家庭への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	・当課にDVに関する相談があった際、ソーレと女相の相談窓口の紹介を行った、	・当課への直接の来所相談の数は少なかったが、相談窓口の周知は、啓発資料を利用したり、口頭で周知を行った。 ・当課に相談があった場合の対応は、統一できている。	●様々な広報資料を活用した周知	・当家庭への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	県民生活・男女共同参画課	
83				●広報用名刺大カードを県内の全高校生及び私立中学生などに配布	・思春期相談センター活動の周知 ・ホームページによる情報発信の強化 ・移転後の活動内容の充実	・広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。 ・フジグラン高知のテナントスペースに広報用名刺大カードを継続設置。 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内高校1年生に配布するとともに、性に関する専門講師派遣事業や各学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ・思春期相談センターPRINKあり方検討会にて、移転後の体制や活動内容について検討。(8/29、10/10)	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは、「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていると考える。 ・思春期相談センターPRINKあり方検討会では、思春期の子どもたちをとりまく環境は変化しており、若者だけでなく、保護者や学校の先生も相談できる場がないことや、女性の身体や妊娠に関する相談の場が必要であるとの意見があり、これらの意見をふまえた次年度以降の計画を策定することができた。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知方法について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関との連携 ・相談員の体制	健康対策課	
84				●高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談窓口や、研修の機会等において広報啓発していく	・障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所の管理者等との情報共有や連携	平成29年11月16日、12月11日に施設従事者を、11月13日に行政担当者を対象にした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、広報・啓発を行った。 参加者：165名(行政18名、従事者147名)	障害者虐待防止・権利擁護研修と連動した防止対策等の広報・啓発が実施できたため、より効果的な研修の開催ができた。	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課	
85				●高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談窓口や、研修の機会等において広報啓発していく	・障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所の管理者等との情報共有や連携	平成29年11月16日、12月11日に施設従事者を、11月13日に行政担当者を対象にした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、広報・啓発を行った。 参加者：165名(行政18名、従事者147名)	障害者虐待防止・権利擁護研修と連動した防止対策等の広報・啓発が実施できたため、より効果的な研修の開催ができた。	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関			
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等		
86	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ●国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	実績なし。	実績なし。	国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ●国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	県民生活・男女共同参画課		
87					チラシ配布の継続 配布機会の拡大	特になし	下半期なし	下半期なし	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布	特になし	国際交流課		
88					●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	② DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携	●配偶者暴力相談支援センターと警察の役割分担の明確化 ●初期対応する部署、生活安全課以外の部署との連携	●連絡会の実施 1回 ●警察職員への研修 2回	●情報共有 ●緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携	●配偶者暴力相談支援センターと警察の役割分担の明確化 ●初期対応する部署、生活安全課以外の部署との連携	女性相談支援センター
89							●女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ●DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ●連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	●夜間休日時における協力的体制の強化。 ●人員の確保。	●人身安全関連専科対策専科へ女性相談支援センターの職員を講師として招致し、警察官に対して専門的な教養を実施。 ●平成29年度DV被害者支援連絡会議への出席。	●各署のDV担当者に対し、女性相談支援センターの体制や考え方を浸透できた。 ●女性相談支援センターの職員に対し、警察の対応や考え方を周知できた。	●女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ●DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ●連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	●夜間休日時における協力的体制の強化。 ●人員の確保。	警察本部(少年女性安全対策課)
90							●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	●女性相談支援センター、女性しごと応援室の双方の業務内容を理解し、連携を強化するために情報交換会を実施。 ●ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関との連携も図りながら就労支援を実施。	●女性しごと応援室はDV被害者に限らない就職支援窓口であり、多数の相談を受けているわけではないが、来室したDV被害者に対する相談対応や必要に応じた関係機関への連携等を実施できている。	●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課
91	●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	●関係機関の研修会等への参加	多くの問題があるため、DVに対しては、対応が後回しになっている。	●こうちセーフティネット連絡会、「社会を明るくする運動」高知県推進委員会、自殺対策関係機関連絡調整会議への参加	—	●関係機関の研修会等への参加	多くの問題があるため、DVに対しては、対応が後回しになっている。	女性相談支援センター					

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
92	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり		②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	・全市町村の児童福祉担当部署へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の活用について説明(H29年5月-6月) *活用状況(7市町) 南国市・須崎市・香南市・土佐清水市・中土佐町・黒潮町・大月町	・児童虐待防止対策コーディネーターを中心とした庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携が図られ、地域で子どもを見守る体制づくりが構築されつつある。	■全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	児童家庭課	
93					●子どもの見守り体制の推進		・要保護児童対策地域協議会の構成機関として民生委員・児童委員の積極的な位置づけと見守りについて、全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関の課長及び係長を対象とした研修(H29.6月)や市町村訪問(H29.8月-10月)により再度依頼。	・民生委員・児童委員に対して個別ケース検討会議等への積極的な参加要請が行われつつある。	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	児童家庭課 (児童相談所)
94					●市町村や市町村社協と連携した支援を行うため、民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による負担感や後継者不足への対応	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応	・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課
95					●圏域別の意見交換会の開催	・市町村と弁護士等の専門職団体など高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要	・圏域別権利擁護意見交換会の実施 安芸圏域:H29.9 29名 中央東圏域:H29.9 34名 中央西圏域:H29.9 38名 高幡圏域:H29.8 27名 幡多圏域:H29.9 20名	高齢者等の権利擁護の推進に向け、継続的に関係機関と連携し、課題解決に向けた取組みを行う必要がある。	圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。	市町村と弁護士等の専門職団体など高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要。	高齢者福祉課	
96					●研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う	・障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所の管理者等との情報共有や連携	平成29年11月16日、12月11日に施設従事者を、11月13日に行政担当者を対象にした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、広報・啓発を行った。 参加者:165名(行政18名、従事者147名)	障害者虐待防止・権利擁護研修と連動した防止対策等の広報・啓発が実施できたため、より効果的な研修の開催ができた。	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
97	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	●被害者の早期発見・相談につなげる体制整備 ●引き続き、DV被害者への発見に努め、関係機関との連携を図る。 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	事例が発生した場合のみ連携がとれる。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつながりができた。	●被害者の早期発見・相談につなげる体制整備 ●引き続き、DV被害者への発見に努め、関係機関との連携を図る。 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	事例が発生した場合のみ連携がとれる。	女性相談支援センター
98					●通常業務を通じて、市町村等関係機関との連携を強化する。(安芸) ●各種の会で情報があつた場合には、連携を前提に積極的に発言する。(中央東) ●各機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携しながら対応を行って行く。(中央西) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携の強化(須崎、幡多)	●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携が図れている。(安芸) ●ケース会でのDVを含む問題について積極的に発言している。(中央東) ●市町村の職員からのDVの疑いのある事例の相談あり相談機関の紹介をおこなった(中央西) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携の強化(須崎、幡多)	●事例に、配偶者暴力相談支援センター、司法、福祉保健所が連携し、タイムリーに対応できている。(安芸) ●対応主体の取り組みへの参考意見としてもらっている。(中央東) ●各機関の役割を理解している事で適切な機関への照会ができた(中央西) ●対応事例がなかった。(須崎)	●各ケース会に積極的に参加していく。(中央東) ●各機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携しながら対応を行って行く(中央西) ●通常業務を通じ市町村等関係機関との連携を図る(安芸、須崎) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携の強化(幡多)	●担当が交代しても、関係機関との連携が継続できる仕組みづくり。(安芸) ●対応事例がでた場合は、各機関の役割を理解し適切な機関へ情報提供等必要であるが、日頃の関係性がなく、本人同意が必要であり、医療機関等からの情報共有など困難な場合がある。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
99					■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	・要保護児童対策地域協議会の構成員として民生委員・児童委員の積極的な位置づけと見守りについて、全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関の課長及び係長を対象とした研修(H29.6月)や市町村訪問(H29.8月-10月)により再度依頼。	・民生委員・児童委員に対して個別ケース検討会議等への積極的な参加要請が行われつつある。	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	児童家庭課(児童相談所)
100					事例に合わせた関係機関との対応協議を早期に実施し必要時にはカンファレンスを開催。相談窓口としての医療相談室機能の情報提供を院内外に行う。他の相談窓口との情報共有及び連携を行っていく。	更なる対応能力の向上	相談対応についてDVと確定できるかどうか分かりにくい事例もあるが、関係機関と連携を取り共に対応を協議した。必要に応じて院内スタッフとも情報共有を実施。DVと確定できなくても家族内で悩みがある場合に、早期に医療相談室へ介入依頼をしてもらえるよう院内で呼びかけ、またカンファレンス等で情報収集も行った。DV被害者が入院した際の対応、転院する場合の情報伝達等を多部署で協議しながら進めることが出来た。	DVの背景に認知症や様々な疾患が影響している場合もあり、適切な対応の検討が必要。院内外へ相談窓口の周知継続が必要である。	事例に合わせた関係機関との対応協議を早期に実施する。必要時にカンファレンスや院内の虐待防止委員会にてケース会議を行う。相談窓口としての医療相談室機能の情報提供を院内外へ行う。	DVの相談件数が少ないため対応する者が偏りがちになり、経験を積めない者もいる。個人情報の取り扱いに留意しながら事例の共有や検討を行い部署での対応方法を浸透させる必要がある。その他の虐待等は院内虐待防止委員会にて通報の判断等を協議するがDVについては本人の意思によるため全体で共有する場があまりない。	県立病院課

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
101	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●子どもの人権110番などの子どもの相談機関・窓口等との連携強化	●子どもの人権110番等への連携協力の依頼 ●家庭にDVの存在は疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう依頼	連携体制の強化	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・ブロック会等の機会に於いて、お互いの役割について認識し、連携体制を強化していく。	●子どもの人権110番等への連携協力の依頼 ●家庭にDVの存在は疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう依頼	連携体制の強化	県民生活・男女共同参画課	
102					●配偶者暴力相談支援センターの業務内容の周知		・要保護児童対策地域協議会等への参加 22回 ・個別ケース検討会議への参加 18回	・それぞれの役割を確認することができ、適切な対応につなげた。	●配偶者暴力相談支援センターの業務内容の周知		女性相談支援センター	
103					●職員研修等の実施による二次被害の防止 ●苦情があった場合には情報共有等を実施	・苦情に対する迅速で適切な処理	・女性相談支援センター及び男女共同参画センターの電話相談の対応に関する苦情が寄せられた際には、状況を確認するとともに、情報共有、情報提供を行った。 ・一時保護所及び自立支援施設の入所者にアンケートを実施しているが、苦情は無かった。なお、アンケートの内容については、女相に情報提供を行った。	・苦情があれば、誠意を持って対応する。	●職員研修等の実施による二次被害の防止 ●苦情があった場合には情報共有等を実施	・苦情に対する迅速で適切な処理		県民生活・男女共同参画課
104					●苦情処理の体制整備	●苦情に対し、それぞれのシステムの中で適切に対応 ●二次被害を生まないために関係者のDV理解の向上を図る。		・相談者からの苦情に対し、納得が得られるよう管理職から丁寧に説明し、対応した。	・納得が得られるよう丁寧に対応できた。	●苦情に対し、それぞれのシステムの中で適切に対応 ●二次被害を生まないために関係者のDV理解の向上を図る。		女性相談支援センター
105						●女性相談支援センターとの連携による苦情対処体制を確立	・女性相談支援センターとの連携強化	●各事案において、必要に応じて女性相談支援センターとの情報共有を実施。	●引継ぎや情報共有を徹底することにより、被害発生防止や苦情の発生を未然に防止できた。	●女性相談支援センターとの連携による苦情対処体制を確立	・女性相談支援センターとの連携強化	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
106	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	●女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●県内外での配偶者暴力被害者支援に関する専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。	●相談スキルの更なる向上 ●相談員研修の少なさ	●県内外で開催される相談員専門研修、DV支援に必要な各種研修の受講 ●専門研修への参加 延べ 38人	●専門的な研修は県内では、実施が少なく、県外で実施されるものが多い。多額の負担金を必要とするものもあり、頻繁に研修を受けることが難しい。	●県内外での配偶者暴力被害者支援に関する専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。	●相談スキルの更なる向上 ●相談員研修の少なさ	女性相談支援センター
107				●女性相談員に対するスーパーバイズの実施	●種々の専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。 ●スーパーバイズ、所内研修の充実	●緊急でのアドバイスを受けられない。	●精神科医師によるスーパーバイズ 6回実施 ●講師を招いての所内研修 10回実施	●対応困難な相談者への適切な対応	●種々の専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。 ●スーパーバイズ、所内研修の充実	●緊急でのアドバイスを受けられない。	女性相談支援センター
108				●各種メンタルヘルス研修受講の推進	●各種メンタルヘルス研修等の活用		●実績なし	—	●各種メンタルヘルス研修等の活用		女性相談支援センター
109				●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備	●相談員が職場内で相互に悩みを相談しやすい環境を整える。		●職員ミーティングの実施 毎日 ●相談対応や一時保護ケースの所内での意見交換会 随時	●相談員が職場内で相互に悩みを相談しやすい環境となっている。	●相談員が職場内で相互に悩みを相談しやすい環境を整える。		女性相談支援センター
110				●市町村の取組に対する助言等	●会議等を通じた関係づくり ●困難事例等に対するアドバイスの実施 ●DV被害者サポートブックの作成・配布	●ケースが起きてからの対応になる ●町村の職員体制の問題	●関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ●ブロック会開催5カ所 ●市町村DV担当者への助言	●市町村からの相談や問合せに対し、地域での資源やサービス活用を勧めるなど、地域での見守りへの方向性を示唆できた。	●会議等を通じた関係づくり ●困難事例等に対するアドバイスの実施 ●DV被害者サポートブックの作成・配布	●DV担当部署の業務内容の違いによる関わり方の差 ●関係部署の理解は得られてきたが、職員の異動等により、理解が深まるまでに時間がかかることがある。	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
111	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	③ 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化	●市町村内の関係部署間の連携強化に向けての働きかけ	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	●ケースが起きてからの対応になる。 ●市町村の職員体制	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●市町村からの相談や問合せに対し、地域での資源やサービス活用を勧めるなど、市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけができた。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	●ケースが起きてからの対応になる。 ●市町村の職員体制	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター		
112				●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	●サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える。	●関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所	●市町村相談窓口等で活用され、DV被害者の支援に役立った。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	●サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える。		女性相談支援センター	
113				●DV被害者対応のスキルの継続 ●二次的被害の防止	●事例の無い市町村では、DVに特化した研修の必要性を感じていない。	●関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所 ●高知市福祉課職員への研修実施	●市町村相談窓口等で活用され、DV被害者の支援に役立った。 ●女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者対応のスキルの継続 ●二次的被害の防止	●事例の無い市町村では、DVに特化した研修の必要性を感じていない。				女性相談支援センター
114				●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	●相談員スキルアップ研修の実施(3回) ①ジェンダーの視点をもった相談～DV被害からジェンダーを考える～ ②LGBT・性的少数者の理解と支援 ③災害時に相談員として何ができるのか	●相談員の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実を図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決			男女共同参画センター「ソーレ」
115					●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	●センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	●人権啓発センターでは相談業務を事務局長、2課長で担当しており、DV防止をテーマとした研修には参加していない。 ●DV防止セミナー等の開催情報やDV事件発生状況との情報収集を行っている。	●センターではあらゆる人権相談に対応するため、特定のテーマに特化した専門的な研修には参加していない。	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	●センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。			人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
116	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	(4) 県の他機関との連携強化	●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・相談員の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実を図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソーレ」
117					●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、地域で支援できるようにサポートする。(安芸) ●検診等でDV関連の情報を得た時には速やかに専門機関への情報提供を行う。(中央東) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は情報共有を行い対応をする。 ●相談時に配偶者暴力相談支援センターと情報共有し連携に努める(須崎) ●相談事例により必要となれば女性相談支援センターと福祉保健所が連携をとる。(幡多)	●2例に、配偶者暴力相談支援センター及び関係機関が連携し対応した。 ・新規1例は、一時避難、加害者への指導、家族協議の支援等をした結果、元の家庭で生活し、要対協で見守り中。 ・継続1例は、司法的対応と安全確保をした結果、一旦は元の家庭生活に戻ったが、DVの再発あり、司法的対応等をした。(安芸) ●事例なし(中央東、須崎、幡多) ●配偶者暴力相談支援センターにつないだ事例なし(中央西)	・新規1例は、母子に関わる関係機関が情報共有し、適切な対応、及び事後フォローが継続できている。 ・継続1例は、ケース会参加者によるチーム対応、及び警察の対応により、適切に対応した。(安芸) ●相談事例がないが、相談時には配偶者暴力相談支援センターとの情報共有、連携に努める(中央西、須崎)	●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、地域で支援できるようにサポートする。(安芸) ●検診等でDV関連の情報を得た時には速やかに専門機関への情報提供を行う。(中央東) ●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西) ●相談時に配偶者暴力相談支援センターと情報共有し連携に努める(須崎) ●相談事例により必要となれば女性相談支援センターと福祉保健所が連携をとる。(幡多)	●初期対応時に担当課職員が不在であっても、他の職員が配偶者暴力相談支援センター等と連携し、対応できる体制整備。(安芸) ●事例により必要となれば連携をとる必要があるが、本人同意がない場合、情報共有が困難な場合がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
118					●児童相談所との連絡協議会開催 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	・児童相談所は職員が多いため、配偶者暴力相談支援センターの機能等について周知されていない。 ・配偶者暴力相談支援センター職員も児童相談所の機能等について十分理解できていない。	・相談員を対象とした児相業務に関する研修会の開催、意見交換 1回 ・児童相談所から女性支援相談センター、女性支援相談センターから児童相談所へのDVの通告・相談ができている。 ・個別のケースに関する情報共有	・女性相談支援センターと児童相談所の情報共有及び互いの機関の役割の認識ができた。 ・ケースごとに情報共有して対応できている、きめ細かい支援ができた。	●児童相談所との連絡協議会開催 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	・同伴児の心のケア、支援のノウハウの共有等 ・児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの役割分担	女性相談支援センター
119	●配偶者暴力相談支援センターとの連絡協議会や職員研修の実施による連携強化	・実施に向けた日程調整	・児童相談所職員による配偶者暴力相談支援センターの職員を対象としたDVの目撃等による子どもの心理的被害についての研修実施(H29.12月) ・児童相談所との情報共有の手の確認。	・配偶者暴力相談支援センターの職員のDVの目撃等による子どもの心理的被害や児童相談所との情報共有の手順の理解が図られた。	●配偶者暴力相談支援センターとの連携協議会や職員研修の実施による連携強化	・実施に向けた日程調整	児童家庭課(児童相談所)				

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
120	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	④ 県の他機関との連携強化	●警察等と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携・体制づくり		・連絡会の実施 1回 ・警察職員への研修 2回	・個別のケースに関する情報共有 ・緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携体制づくり		女性相談支援センター
121					●警察等と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	・個人情報保護法による情報共有の限界。 ・夜間当直体制時の協力体制の確保。	●人身安全関連事案対策専科へ女性相談支援センターの職員を講師として招致し、警察官に対して専門的な教養を実施。 ●平成29年度DV被害者支援連絡会議への出席。	●各署のDV担当者に対し、女性相談支援センターの体制や考え方を浸透できた。 ●女性相談支援センターの職員に対し、警察の対応や考え方を周知できた。	●女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ●DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ●連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	・個人情報保護法による情報共有の限界。 ・夜間当直体制時の協力体制の確保。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
122	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	①各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上	●直接被害者と接する県、警察及び市町村窓口職員等に対する研修の実施	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。 ●DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討。	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。 分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 昨年度と比較して、参加者数はほぼ横ばいであるが、参加機関数は増加。(H28年度:参加者110名、56機関(うち市町村23))	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。 ●DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討。	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
123					●DV被害者対応のスキルの継続 ●二次的被害の防止	●研修対象者が限られている。 ●市町村職員への研修機会が少ない。	●関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所 ●高知市福祉課職員への研修実施	●女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者対応のスキルの継続 ●二次的被害の防止	●研修対象者が限られている。 ●市町村職員への研修機会が少ない。	女性相談支援センター
124					●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●スキルアップ研修への窓口職員等への参加の呼びかけ	●相談員スキルアップ研修の実施(3回)した。 ①ジェンダーの視点をもった相談～DV被害からジェンダーを考える～ ②LGBT・性的少数者の理解と支援 ③災害時に相談員として何ができるのか	●窓口職員等の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実を図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●参加団体が一部にとどまるため、スキルアップ研修への窓口職員等への参加の呼びかけ	男女共同参画センター「ソーレ」
125					●研修等に参加し、職員の資質の向上に努める。(安芸) ●研修等に積極的に参加し職員の資質の向上に努める。(中央東、須崎) ●関連する研修に参加(幡多)	—	●今年度も研修会への参加をしたい。(中央東) ●関連する研修会の参加ができなかった(須崎)	●日程の都合等で関連する研修会に参加することが難しく、休日研修の場合は自己研鑽となる(須崎)	●研修等に積極的に参加し職員の資質の向上に努める。(中央東) ●研修等に参加し職員のスキルアップに努める(須崎)	●研修に参加していない所内関係職員にも、研修内容を報告し、取り組みの共通認識を図る。(安芸) ●休日研修の場合は、自己研鑽となることのあるので、所属への案内文書等で勤務として参加できる環境も整える必要あり(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関			
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等		
126	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	①各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上	●直接被害者と接する県、警察及び市町村窓口職員等に対する研修の実施	●市町村職員へのDVの児童に与える影響についての研修実施	●研修を受講した職員の人事異動	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●DVの児童に与える影響についての理解が進みつつある。	●市町村職員へのDVの児童に与える影響についての研修実施	●研修を受講した職員の人事異動や部署内での知見の共有	児童家庭課(児童相談所)		
127				●専科教養に被害者と接する警察官を入学させる。 ●窓口となる警察官に対し各種教養を実施する。	●警察官の対応能力にバラつきがある。 ●人員上の問題から、被害者に対応する警察官が複数人となる。	●人身安全関連事案対策専科を開講し、DV担当者に専門的な教養を実施。 ●人身安全対処ニュース等、教養資料を発送し、各署の警察官に教養を実施。	●DV担当者が専門的な知識を身につけることができた。 ●DV担当者が各種業務を把握することにより、より迅速な組織的対応を執ることが可能となった。	●専科教養に被害者と接する警察官を入学させる。 ●窓口となる警察官に対し各種教養を実施する。	●警察官の対応能力にバラつきがある。 ●人員上の問題から、被害者に対応する警察官が複数人となる。	警察本部(少年女性安全対策課)			
128				●各種研修情報の収集及び提供	●各種研修情報を各相談機関に提供	●案内は行うが、当課を経由せず直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ていない。	●案内は行うが、当課を経由せず直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ていない。	●案内は行うが、当課を経由せず直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ていない。	●案内は行うが、当課を経由せず直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ていない。	●案内は行うが、当課を経由せず直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ていない。	●案内は行うが、当課を経由せず直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ていない。	●案内は行うが、当課を経由せず直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ていない。	県民生活・男女共同参画課
129				●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付	●DV被害者サポートブック作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	●サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える。	●関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所	●女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブック作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	●サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える。	女性相談支援センター		
130				●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。 ●全庁にソーレ実施の各種講演会等(11月頃開催予定)の開催案内を全庁メールを活用して行う。	●人権研修の課題選定は各所属の判断となるため、効果のある働きかけの検討が必要	●ソーレ実施のDV防止啓発講演会の開催案内を全庁メールで広報	●県職員がDVについて関心を持つよう、引き続き研修の案内や、人権研修へのDVの取り上げを働きかけていく。	●各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。 ●全庁にソーレ実施の各種講演会等(11月頃開催予定)の開催案内を全庁メールを活用して行う。	●人権研修の課題選定は各所属の判断となるため、効果のある働きかけの検討が必要	県民生活・男女共同参画課		

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
131	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	② 職務関係者を対象とした人権研修の推進	●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●県職員の人権研修は各職場での実施が原則のため、人権問題指導者研修や、人権啓発研修テキスト等で研修を支援する	●DV防止についてが研修課題とされるかは各職場の判断	「DV防止」だけでなく人権研修全般について広報を実施している。上半期は「DV防止」テーマでの研修実績なし。	●研修テーマを「DV防止」とするかは主催者側が決定するため、「DV防止」をテーマとする研修の29年度の実績はなし。 ●一般的に「DV」は家庭内やパートナー間で発生する問題ととらえられがちなので人権啓発センターが行っている職域研修のテーマとして設定されることが少ないのではないかと考える。「DV」の根底にはジェンダー・ハラスメントがあり、職域研修での効果を理解してもらう必要がある。	●県職員の人権研修は各職場での実施が原則のため、人権問題指導者研修や、人権啓発研修テキスト等で研修を支援する	●DV防止についてが研修課題とされるかは各職場の判断	人権課/人権啓発センター
132				●ブロック会、ネットワーク会議を開催 ●DVに関する理解を深める	●研修の開催回数がまだまだ少ない	●ブロック会、ネットワーク会議を開催しているものの、人権教育に特化した内容になっていない。	●ネットワーク会や、ブロック会等の内容を再考。 ●人権教育について、どのような形で研修に折り込むか要検討。	●ブロック会議、ネットワーク会議に人権教育の内容を取り入れる。	●会議参加対象者に人権教育をテーマとした研修のニーズがあるか否か。	県民生活・男女共同参画課	
133				●DV防止等の研修を出前講座により実施	●市町村での研修への派遣依頼が少ないため広報を充実させる。	—	—	●DV防止等の研修を出前講座により実施	●DV防止の研修実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」	
134				●各市町村に研修会への研修講師について周知する	●DV防止についてが研修課題とされるかは各市町村の判断	「DV防止」だけでなく人権研修全般について広報を実施している。上半期は「DV防止」テーマでの研修実績なし。	●研修テーマを「DV防止」とするかは主催者側が決定するため、「DV防止」をテーマとする研修の29年度の実績はなし。 ●一般的に「DV」は家庭内やパートナー間で発生する問題ととらえられがちなので人権啓発センターが行っている職域研修のテーマとして設定されることが少ないのではないかと考える。「DV」の根底にはジェンダー・ハラスメントがあり、職域研修での効果を理解してもらう必要がある。	●各市町村に研修会への研修講師について周知する	●DV防止についてが研修課題とされるかは各市町村の判断	人権啓発センター	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
135	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4)だれもが相談しやすい体制づくり	①配偶者暴力相談支援センターの周知	●各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】	●様々な広報資料を活用した周知	・当課への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・当課への直接の来所相談の事例は少なかったが、相談窓口の周知は、啓発資料を利用したり、口頭で周知を行った。 ・当課に相談があった場合の対応は、統一できている。	●様々な広報資料を活用した周知	・当課への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	県民生活・男女共同参画課
136					●広報用名刺大カードを県内の全高校生及び私立中学生などに配布。 ●性に関する専門講師派遣事業等で思春期ハンドブックを活用し、DV予防や相談窓口を周知。 ●H30年6月(予定)の塩見記念青少年プラザへの移転にむけて、医療・教育関係者による思春期相談センターPRINKあり方検討会の開催。	・思春期相談センター活動の周知 ・ホームページによる情報発信の強化 ・移転後の活動内容の充実	・広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。 ・フジグラン高知のテナントスペースに広報用名刺大カードを継続設置。 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内高校1年生に配布するとともに、性に関する専門講師派遣事業や各学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ・思春期相談センターPRINKあり方検討会にて、移転後の体制や活動内容について検討。(8/29、10/10) 〈成果〉(3月末現在) ・電話相談:1,152件 ・メール相談:19件 ・個別面接相談:0件 ・広報用名刺大カード配布 県内高校全生徒、県立・私立・高知市中学校や関係機関等に配布3.2万枚	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは、「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていていると考える。 ・思春期相談センターPRINKあり方検討会では、思春期の子どもたちをとりまく環境は変化しており、若者だけでなく、保護者や学校の先生も相談できる場がないことや、女性の身体や妊娠に関する相談の場が必要であるとの意見があり、これらの意見をふまえた次年度以降の計画を策定することができた。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知方法について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関との連携 ・相談員の体制	健康対策課
137					●高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談窓口や、研修の機会等において広報啓発していく	・障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所の管理者等との情報共有や連携	平成29年11月16日、12月11日に施設従事者を、11月13日に行政担当者を対象にした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、広報・啓発を行った。 参加者:165名(行政18名、従事者147名)	障害者虐待防止・権利擁護研修と連動した防止対策等の広報・啓発が実施できたため、より効果的な研修の開催ができた。	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
138					●チラシ配布の継続 ●配布機会の拡大	特になし	下半期なし	下半期なし	チラシ配布	特になし	国際交流課

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
139	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置【再掲】	国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ●国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	実績なし。	実績なし。	国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ●国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	県民生活・男女共同参画課
140					●チラシ配布の継続 ●配布機会の拡大	特になし	下半期なし	下半期なし	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布	特になし	国際交流課
141	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	② 各種相談機関における相談機能の強化	●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携	●高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する		関係機関と連携し、高齢者総合相談を実施。 相談受付数：519件	—	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	高齢者福祉課
142					●高知県高齢者・障害者権利擁護センターのパンフレット作成・配布を通じて、周知を図るとともに、関係機関等との連携の仕組みづくりの検討を行う。	●関係機関との連携の仕組み(情報交換・事例検討など)の検討が必要	平成29年11月16日、12月11日に施設従事者を、11月13日に行政担当者を対象にした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、広報・啓発を行った。 参加者：165名(行政18名、従事者147名)	障害者虐待防止・権利擁護研修と連動した防止対策等の広報・啓発が実施できたため、より効果的な研修の開催ができた。	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
143					●心の健康相談の実施 ●関係機関を経由した相談者への対応 ●関係機関への技術的支援の実施	●関係機関とのタイムリーな連携	●面接相談案件数12件のうち女性相談支援センターからの紹介3件 ●女性相談支援センターへの技術支援6回	●個別面接で対応している ●メンタルヘルスの専門機関として、助言等の技術支援を行った	●心の健康相談の実施 ●関係機関を経由した相談者への対応 ●関係機関への技術的支援の実施	関係機関とのタイムリーな連携	精神保健福祉センター

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A) 次年度の取組	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関
144	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	② 各種相談機関における相談機能の強化	●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携	●各種相談機関から相談事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、地域で支援できるようにサポートする。(安芸) ●各機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携しながら対応を行って行く。(中央西) ●研修等を通じ、関係機関と連携をもつ(須崎) ●相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。(幡多)	—	●2例に、配偶者暴力相談支援センター及び関係機関が連携し対応した。 ●新規1例は、一時保護、加害者への指導、家族協議の支援等をした結果、元の家庭で生活し、要対協で見守り中。 ●継続1例は、司法的対応と安全確保をした結果、一旦は元の家庭生活に戻ったが、DVの再発あり、司法的対応等をした。(安芸) ●事例なし(須崎) ●市町村と情報共有をおこなったが、配偶者暴力相談支援センターの紹介までには至らなかった。(中央西) ●相談事例はあったが配偶者暴力相談支援センターの紹介までは必要なかった。(幡多)	●信頼関係がある行政機関に相談があり、直ちに関係機関や配偶者暴力相談支援センターが連携して対応した結果、適切な対応ができた。(安芸) ●各関係機関の役割を理解することで適切な支援につながった(中央西) ●相談事例がないが、相談時には各種相談機関や配偶者暴力相談支援センターとの情報共有、連携に努める(須崎)	●各種相談機関から相談事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、地域で支援できるようにサポートする。(安芸) ●各相談機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解し連携しながら対応を行って行く(中央西) ●研修等を通じ、関係機関と連携をもつ(須崎) ●相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。(中央東・幡多)	●初期対応時に担当課職員が不在であっても、他の職員が配偶者暴力相談支援センター等と連携し、対応できる体制整備。(安芸) ●事例により必要となれば連携をとる必要があるが、本人同意がない場合、情報共有が困難な場合がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
145				●チラシ配布の継続 ●配布機会の拡大	特になし	下半期なし	下半期なし	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布	特になし	国際交流課	
146				●協力者のDVへの理解を進める。	—	●該当事例なし	—	●協力者のDVへの理解を進める。	—	女性相談支援センター	
147				●外国語通訳及び手話通訳等の確保	●手話通訳者養成研修の前段である、手話奉仕員研修の共同実施を市町村へ働きかける。 ●手話通訳者及び要約筆記者養成研修の実施。	手話奉仕員研修の実施は、市町村主体で行うことになっており、財政的に負担が大きく、単独での開催は厳しい状況にある。 要約筆記者養成研修の受講者増を図るため、広報が必要。	手話奉仕員研修について、29年度、南国市、香南市、香美市が共同で広域的に開催予定。 高知県広報誌等を通じて、研修の広報を実施。	手話奉仕員研修の実施は、市町村主体で行うことになっており、財政的に負担が大きく、単独での開催は厳しい状況にある。 要約筆記者養成研修の受講者増を図るため、広報が必要。	手話奉仕員研修の実施は、市町村主体で行うことになっており、財政的に負担が大きく、単独での開催は厳しい状況にある。 ●手話通訳者養成研修の前段である、手話奉仕員研修の共同実施を市町村へ働きかける。 ●手話通訳者及び要約筆記者養成研修の実施。	障害福祉課	
148	●ボランティア制度の周知	特になし	下半期なし	下半期なし	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布	特になし	国際交流課				

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
149	2 DV被害者の早期発見、安心して相談しやすい体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	●児童生徒が安心して相談できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度は小学校全校にSC等を配置する。また、3校配置によるSCの派遣間隔が空くことの解消に努めるとともに生徒指導上の課題が多い中学校への派遣回数を可能なかぎり増やす。 アウトリーチ型SCの支援センターへの配置拡充 SSWの高等学校への配置の拡充。 SC、SSWによる合同研修会(地区別)を開催 SC等研修講座を開催 SSW研修協議会の開催 SCとSSWに対するスーパーバイズの実施 効果的な実践事例を基にした研究協議を行い活動にかかる対応力の向上を図る。 心の教育センターにSC 	<ul style="list-style-type: none"> SC等の勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要。 SCやSSWの有効な活動には、校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。 SSWをはじめとする関係機関との連携について実践事例をSCの研修や連絡協議会で紹介し各校での実践につなげる必要がある。 心の教育センターに常駐するSCやSSWの活用について年度途中に検証し実施上の課題の把握と改善に努めなければならない。 SCおよびSSWスーパーバイザーを積極的に活用し、支援の充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを6市の支援センターに配置した。 SSWを31市町村、15県立学校に配置した。 SC等研修講座(6/18、7/9、10/22、11/19、12/17、1/21) SSW研修協議会(6/23) SSW初任者研修会(4/28、11/17) 教育相談体制の充実に向けた連絡協議会(8/17、8/18、8/21、8/22、8/24、8/25) SC、SSWスーパーバイズの実施(随時) 研修会やスーパーバイズの実施により、SC及びSSWの対応力が向上している。 	<ul style="list-style-type: none"> SC及びSSWの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 SCやSSWの専門性が向上し、よりの確かな支援ができるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を8市に拡充する。 SSWの配置を33市町村及び21県立学校に拡充する。 SC等研修講座の開催(年6回)を図る必要がある。 SSW研修協議会の開催(年1回) SSW初任者研修会(年2回) SC、SSWによる合同研修会の開催(6ブロックで開催) SC、SSWに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識や技能を有した人材の確保 SC、SSW配置拡充のための予算確保 SC、SSWの専門性の向上 	人権教育課
150	150	150	④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい体制づくり	●男性や性的少数者を対象とした相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動や、広報資料等を活用し、男性窓口を周知する。 被害者への相談窓口の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応者へのスキルアップに対する取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動を通して、男性相談窓口の周知を図る。 ラジオ対談でソーレの男性相談窓口の周知 男性相談窓口を記載した啓発ポスターを掲示(県内の交通機関) 	<ul style="list-style-type: none"> 男性相談窓口についての周知活動を実施。 引き続き周知が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動や、広報資料等を活用し、男性窓口を周知する。 被害者への相談窓口の紹介 性的少数者に関する啓発資料の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応者へのスキルアップに対する取組が必要 	県民生活・男女共同参画課
151	151	151	④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい体制づくり	●男性や性的少数者を対象とした相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各相談窓口との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員のスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 男性や性的少数者からの相談は、専用窓口を紹介した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 各相談窓口との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員のスキルアップ 	女性相談支援センター
152	152	152	④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい体制づくり	●男性や性的少数者を対象とした相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「男性のための悩み相談」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 男性相談の窓口が少ない 多様な相談内容への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 専門相談として男性の悩み相談を実施した。50件 一般相談においても男性相談に対応した。124件 	<ul style="list-style-type: none"> 広く継続的に男性相談窓口の周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 「男性のための悩み相談」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 男性相談の窓口が少ない 多様な相談内容への対応 	男女共同参画センター「ソーレ」

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
153	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	●インターネットを活用した相談しやすい環境づくり	●ホームページの充実	・内容の検討 DVについて分かりやすく説明がされているか。 相談機関が明確に示されているか。	・DV被害者支援計画のページに関して、整備を行った。	改善等について検討していくことが必要。	●ホームページの充実	・内容の検討 DVについて分かりやすく説明がされているか。 相談機関が明確に示されているか。	県民生活・男女共同参画課		
154					●ホームページの充実		・ホームページを見ての相談あり。		—	●ホームページの充実			女性相談支援センター
155					●ホームページの充実	内容の検討	—		—	●ホームページの充実		内容の検討	男女共同参画センター「ソーレ」
156	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	① 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	●警察等と連携した安全の確保	●適切かつ迅速な保護 ●関係機関との連携	・配偶者暴力相談支援センターと警察の役割分担の明確化 ・初期対応する部署、生活安全課以外の部署との連携	・連絡会の実施 1回 ・警察職員への研修 2回	・情報共有 ・緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●適切かつ迅速な保護 ●関係機関との連携	・配偶者暴力相談支援センターと警察の役割分担の明確化 ・初期対応する部署、生活安全課以外の部署との連携	女性相談支援センター		
157					●事例があれば、市町村等と連携し、警察と情報共有し、被害者等の安全確保に努める。(安芸) ●緊急性のある場合には警察等の関係機関へ速やかに連絡を取る。(中央東) ●ケースによっては警察と連携を取りながら支援を行って行く。(中央西) ●相談時、警察などと連携し被害者の安全の確保に努める(須崎) ●必要に応じて関係機関と連携して対応し、被害者等の安全確保に努める。(幡多)	●新規事例1件あり、警察等と連携し、入院支援をした。(安芸) ●関係機関による継続的な対応。(安芸) ●実績なし(中央東、須崎、幡多) ●警察と連携を取りながら支援したケースなし(中央西)	●警察、司法、医療の支援で、離婚、継続的な身の安全確保が図られている。(安芸) ●福祉保健所に相談事例がないが、必要な事例に関しては警察等と連携し対象者の安全確保に努める(中央西) ●相談事例がないが、相談時は警察等と連携し被害者等の安全確保に努める(須崎)	●緊急性のある場合には警察等の関係機関へ速やかに連絡を取る。(中央東) ●事例があれば市町村や警察と連携し対象者の安全確保に努める(中央西) ●相談時、警察等と連携し被害者の安全の確保に努める(須崎) ●必要に応じて関係機関と連携して対応し、被害者等の安全確保に努める。(幡多)	●DV被害者支援の安全確保については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)			

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
158	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1)関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	①関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	●警察等と連携した安全の確保	●被害者や関係機関の要望により、一時保護所への避難に際し、警察官による被害者の搬送を実施。 ●被害者や関係機関の要望により、被害者と加害者の話し合いの場や被害者が自宅から荷物を取り出す際に、警察官の立会いを実施。	●急な依頼により人員の確保が困難な場合がある。 ●被害者等が事前連絡なく予定を変更させることがある。	●被害発生直に認められる場合は、被害者等の要望により、警察官が被害者の避難や荷物の運び出しに付き添い、安全を確保した。 ●女性相談支援センターと連携し、同センターを一時保護所として積極的に利用した。	●警察官が被害者に付き添うことにより、被害発生を未然に防止した。 ●女性相談支援センターの積極的な協力を得ることでき、被害者の要望に応じた避難場所の確保ができた。	●被害者や関係機関の要望により、一時保護所への避難に際し、警察官による被害者の搬送を実施。 ●被害者や関係機関の要望により、被害者と加害者の話し合いの場や被害者が自宅から荷物を取り出す際に、警察官の立会いを実施。	●急な依頼により人員の確保が困難な場合がある。 ●被害者等が事前連絡なく予定を変更させることがある。	警察本部(少年女性安全対策課)
159			●被害者や支援者の安全確保	●被害者や被害関係者に対し、定期的に連絡を取り、同人等の近況を把握する。 ●必要に応じて加害者へ定期的に連絡をとり、その動静を把握する。	●電話に出ない、連絡無く電話番号を変更させるなど、被害者や被害関係者に連絡が付かなくなる場合がある。	●認知したDV事案を組織で管理し、管轄署員が被害者や被害関係者に定期的に連絡を執って近況を把握し、被害発生を防止にした。 ●加害者に特異動向が認められる場合は、加害者にも定期的に連絡を執り、継続的な指導警告を実施した。	●被害者や加害者の動きを把握でき、被害発生を防止することができた。	●平成29年度の計画を継続する。	●非協力的な被害者や被害関係者がいる場合の対応。	警察本部(少年女性安全対策課)	
160			●緊急避難体制の確保	●110番通報登録の推進 ●警察と配偶者暴力相談支援センターの連携による安全の確保	—	—	●相談者に110番通報登録を勧めた。	●緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●110番通報登録の推進 ●警察と配偶者暴力相談支援センターの連携による安全の確保	—	女性相談支援センター
161			●緊急避難体制の確保	●被害者の要望に応じ、公費負担制度を利用したホテル等の緊急避難場所を提供。 ●女性相談支援センターと連携し、被害者の要望に応じて緊急避難場所を提供。	●当直体制時に避難場所が迅速に確保出来ない場合がある。 ●公費負担では1日しか緊急避難場所が確保出来ず、現状では継続的な避難が困難である。	●被害者の要望に応じ、公費を負担しホテル等を一時避難場所として活用した。 ●継続的な避難場所を確保するための予算措置を計画した。 ●女性相談支援センターと良好な関係を構築し、同センターを一時避難場所として積極的に活用できた。	●被害者の要望に応じた一時避難場所の確保がほぼ達成できた。 ●一時避難場所が早急に確保できなかった時は、警察署の休憩室で一次的に休ませる等の措置を講じた。	●被害者の要望に応じた一時避難場所の確保。 ●公費負担制度の拡充。	●予算措置の可否。	警察本部(少年女性安全対策課)	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
162	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	② 迅速かつ安全な一時保護の実施		●適切かつ迅速な保護 ●関係機関との連携による避難場所の確保	・被害者に応じ、きめ細かな時間・場所に対応した避難場所の決定	・被害者の置かれた状況を考慮して、適切な避難場所を決定した。	・被害者の置かれた状況を考慮した避難場所を決定でき、安全と安心を確保できた。	●適切かつ迅速な保護 ●関係機関との連携による避難場所の確保	・被害者に応じ、きめ細かな時間・場所に対応した避難場所の決定	女性相談支援センター	
163				●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立	●ホテル等の避難場所を事前に確認し、避難できる体制を整える。 ●被害者の要望に応じて、避難場所を選定し提供する。 ●女性相談支援センターとの連絡体制を構築し、夜間休日においても緊急避難場所を提供する。	・夜間休日においては、緊急避難場所を早急に確保出来ない場合がある。	●被害者の都合等を聴取し、可能な限り被害者の利便を考えた一時避難場所を選定した。 ●女性相談支援センターと良好な関係を構築し、夜間当直体制の速やかな担当者への連絡確保等が実施できた。	●被害者の要望に応じた一時避難場所の確保がほぼ達成できた。 ●一時避難場所が早急に確保できなかった時は、警察署の休憩室で一次的に休ませる等の措置を講じた。	●ホテル等の避難場所を事前に確認し、安全確保を最優先にした一時避難場所を確保する。 ●女性相談支援センターとの良好な関係を継続させる。 ●一時避難場所の公費負担制度の拡充。	●被害者の協力が得られない場合、一時避難措置を講じることが困難となる。	警察本部(少年女性安全対策課)	
164				●県域を越えた広域での保護体制の整備(県外の婦人相談所等と連携した一時保護体制の充実)	●民間シェルター等との連携 ●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	・他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	・他県の婦人相談所等との連携を図り、被害者の避難を助けた。	・被害者の安全確保につながった。	●民間シェルター等との連携 ●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	●民間シェルター等との連携 ●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	女性相談支援センター
165				●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備	●警察との連携による巡回や所内警備の充実	・一時保護者の危険に対する認識の低さ	・入所者の見守り支援、警備体制の充実	・入所者の安全の確保ができた。	●警察との連携による巡回や所内警備の充実	●警察との連携による巡回や所内警備の充実	・一時保護者の危険に対する認識の低さ	女性相談支援センター
166					●女性相談支援センターが開催する連絡会議へ出席する。 ●女性相談支援センターの要望に応じ、特異事案発生時には即応する。	・女性相談支援センターとの連携強化。	●平成29年度DV被害者支援連絡会議への出席。	●連絡協議会への出席により、警察の考え方や対応方法を女性相談支援センター職員へ浸透でき、他方で女性相談支援センターの考え方や対応方法を警察が了知することができた。	●女性相談支援センターとの連絡協議会へ継続的に出席する。	●女性相談支援センターとの連絡協議会へ継続的に出席する。	●突発事案が発生した場合における、出席者の確保。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組		
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	・アウトプット(結果) ・インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) ・アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関
167	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	③ DV被害者等に関する情報保護の徹底	●関係機関に対する秘密の保持の徹底	●関係機関の連携 ●適切な情報管理の徹底	●関係機関における秘密保持に対する認識	●関係機関につなぐ際には、個人情報に配慮し、秘密にすべき事柄については理由を述べて秘匿を依頼した。	●関係機関においては秘密保持について理解が得られた。	●関係機関の連携 ●適切な情報管理の徹底	●関係機関における秘密保持に対する認識	女性相談支援センター
168					●個別検討会の中で関係機関が共通認識のもと秘密保持の徹底を図る。(安芸) ●機会ある毎に守秘義務の周知徹底を図る。(中央東) ●相談時、関係機関に対し、秘密保持の重要性を伝える(須崎) ●必要に応じて関係機関と連携して対応し、被害者等の安全確保に努める。(幡多)	●事例が2件あり、支援機関で秘密保持を徹底し、対応した。(安芸) ●各種会議への参加機会には守秘義務を順守している。(中央東) ●個別検討会等では、常に秘密保持について周知徹底している(須崎) ●事例なし(幡多)	●各種会議への参加機会には守秘義務を順守している。(安芸) ●各種会議への参加機会には守秘義務を順守している。(中央東) ●関係機関の機能を基に、共有する情報の範囲の判断が難しい(須崎)	●個別検討会等で関係機関が共通認識のもと秘密保持の徹底を図る。(安芸) ●機会ある毎に守秘義務の周知徹底を図る。(中央東) ●相談時、関係機関に対し、秘密保持の重要性を伝える(須崎)	●関係機関の機能を基に、共有する情報の範囲の判断が難しく、所内支援体制も含め検討する必要あり(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
169					■配偶者暴力相談支援センターとの連携による適切な一時保護の実施	・実績なし。	—	■配偶者暴力相談支援センターとの連携による適切な一時保護の実施	児童家庭課(児童相談所)		
170					●加害者による行方不明届出を拒否、或いは被害者が避難していることを秘匿する対応。 ●住民基本台帳閲覧制限に対する援助申出への対応。	●行方不明届は全警察官が受理できるが、DV事案であるとの周知にはある程度の時間を必要とする。 ●加害者と届出者の主張が全く異なる場合がある。	●被害者から支援措置申出書の提出があった場合は、早期に支援措置を実施した。 ●被害者の申出等により、加害者対策を徹底し、加害者からの行方不明届を拒否する等の措置を執った。	●被害者の秘匿避難が実施でき、被害発生防止が図られた。 ●早期に住民基本台帳閲覧制限を実施でき、被害者の安全確保ができた。	●加害者による行方不明届出を拒否、或いは被害者が避難していることを秘匿する対応。 ●住民基本台帳閲覧制限に対する援助申出への対応。	●全警察官へ事案を周知させるには、ある程度の時間が必要となる。 ●被害者と加害者の主張が異なる場合の対応。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関			
				H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等				
171	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	④ 司法手続きに関する支援	●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援	●関係機関との連携 ●被害者に制度を十分理解させ判断させる。	●関係機関における保護命令制度の認識の違い	●被害者へ保護命令制度を十分理解させた上で自ら判断させ、手続の支援を行った。 ●保護命令提出支援 21件	●制度の情報提供及び手続について支援できた。	●関係機関との連携 ●被害者に制度を十分理解させ判断させる。	●関係機関における保護命令制度の認識の違い	女性相談支援センター		
172					●書面活用により被害者の意思決定を支援。 ●相談受理時において保護命令制度を教示。 ●被害者に対してDVの危険性を教示。	●説明を繰り返しても、危険性の認識に乏しい被害者がいる。	●ほぼ全てのDV事案につき、書面を活用して被害者の意思決定を受理した。 ●相談等がDV事案と判明した場合は、被害者の要望に応じて保護命令制度の詳細を教示した。 ●DV期、ハネムーン期等、DV事案の特性を被害者に教示した。	●警察からの説明を受け、多くのDV被害者が避難を決意したり、保護命令制度を活用した。	●書面活用を継続し、被害者の意思決定を支援する。 ●被害者に適切なDV対応方法を教示し、保護命令制度の活用を推進する。 ●適切な対応を執れるよう、被害者にDVの特性等を教示する。	●警察の説明を聞き入れない被害者や危険性の乏しい被害者が、現在も認められる。	警察本部(少年女性安全対策課)		
173					① DV被害者の心理ケアの充実	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援	●専門性の確保 ●一時保護所退所後のケアの充実	●心理ケア担当職員が非常勤職員のため、面接時間に限りがある。 ●支援は、一時保護中の限られた期間での対応になる。 ●回復に時間がかかる。 ●多様な被害者への対応	●心理検査、DV講座、心理療法等実施 延べ 69回(うち子ども 7回)	●一時保護者やその同伴児に対し、状況に応じた心理的ケアができた。	●専門性の確保 ●一時保護所退所後のケアの充実	●心理ケア担当者の支援は、一時保護中の限られた期間での対応になる。 ●回復に時間がかかる。 ●多様な被害者への対応	女性相談支援センター
174					●民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援	●被害者の状況に応じたケアができるような対応の充実	●回復に時間がかかる。 ●多様な被害者への対応	●メンタルヘルスの実施 延べ 12人	●外部のカウンセラーとの面接により、不安等を取り除くことができた。	●被害者の状況に応じたケアができるような対応の充実	●回復に時間がかかる。 ●多様な被害者への対応	女性相談支援センター	
175	② 子どもの心身のケアの充実	●児童相談所等と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施	●ケアの必要な同伴児がある場合は迅速な対応を行う。 ●女性相談支援センター、児童相談所等の連携した対応	●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の強化及び役割分担の再確認	●相談員を対象とした児童相談所業務に関する研修会の開催、意見交換1回 ●児童相談所から女性支援相談センター、女性支援相談センターから児童相談所へのDVの通告・相談ができています。 ●個別のケースに関する情報共有	●女性相談支援センターと児童相談所の情報共有及び互いの機関の役割の認識ができた。 ●ケースごとに情報共有して対応できており、きめ細かい支援ができた。	●ケアの必要な同伴児がある場合は迅速な対応を行う。 ●女性相談支援センター、児童相談所等の連携した対応	●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の強化及び役割分担の再確認	女性相談支援センター				
176			●児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施	●DVにかかる子どもの心理的ケアの必要性が関係機関に認識されていない。	●児童相談所職員による配偶者暴力相談支援センターの職員を対象としたDVの目撃等による子どもの心理的被害についての研修実施(H29.12月) ●児童相談所との情報共有の手順の確認。	●配偶者暴力相談支援センターの職員のDVの目撃等による子どもの心理的被害や児童相談所との情報共有の手順の理解が図られた。	●配偶者暴力相談支援センターとの連携協議会や職員研修の実施による連携強化		児童家庭課(児童相談所)				

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
177	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実		② 子どもの心身のケアの充実	●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	●配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センターとの連携強化	●療育福祉センターの診察を要する児童を同伴しても、予約がいっぱいですぐに受けることができない。	●同伴する児童の障害のために自立を妨げている場合に、療育福祉センター等、関係機関によるケース検討会を実施した。2回	●自立に向けてより良い支援に繋がった。	●配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センターとの連携強化	●療育福祉センターの診察を要する児童を同伴しても、予約がいっぱいですぐに受けることができない。	女性相談支援センター
178				●本体北棟工事建設(～平成30年度)	—	北棟工事建設中(既存建物2棟解体)	—	本体北棟工事建設(平成30年度北棟完成)	—	療育福祉センター	
179				●心の教育センター等と配偶者暴力相談支援センターが連携した心配のある子どもへの対応	●配偶者暴力相談支援センターと心の教育センターとの連携強化	●親の認識が薄く、なかなか相談につながらない。	●相談対応中に心配のある子どもを発見したときは、心の教育センターを紹介したりつないだりした。	●ケースごとに対応できており、きめ細かい支援ができた。	●配偶者暴力相談支援センターと心の教育センターとの連携強化	●親の認識が薄く、なかなか相談につながらない。	女性相談支援センター
180				●安心して遊ぶことのできる環境の整備	●関係機関と連携しながら子ども達の心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等による支援を行う。	該当なし	●要請ケースなし	●教育相談関係機関連絡協議会等において関係機関との連携が図れた。	●関係機関と連携しながら、子ども達の心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が来所や訪問による相談の受理や支援を行う。	●日ごろから関係機関と密に連携する。	心の教育センター
181				●遊びの場の確保	●遊びの場の確保	●一時保護期間が長くなった場合の対応	●ベビーシッター 14回	●一時保護者が手続き等のため外出する際に、専門職に同伴児を任せることができ、親子共々安心感が得られた。	●遊びの場の確保	●一時保護期間が長くなった場合の対応	女性相談支援センター
182	●安心して遊ぶことのできる環境の整備	●引き続き連携し、ケースによっては、女性相談センターに出向き、出張教育相談を行う。	●子ども達の心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等による支援を行う。	該当なし	●要請ケースなし	●教育相談関係機関連絡協議会等において関係機関との連携が図れた。	●関係機関と連携しながら、子ども達の心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が支援を行う。	●日ごろから関係機関と密に連携する。	心の教育センター		
183	●学校と連携した一時保護所での教育支援	●教員OBによる就学支援	●一時保護期間が長くなった場合の対応	●教員OBによる就学支援実施 153時間 延べ110人	●同伴児の就学支援ができた。	●教員OBによる就学支援	●一時保護期間が長くなった場合の対応	女性相談支援センター			

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
184	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	③ 保育、学習支援の充実 ●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援	●教育委員会等との連携	・被害者が高校や専門学校等に通学中の場合の対応	・該当事例なし	—	●教育委員会等との連携	・被害者が高校や専門学校等に通学中の場合の対応	女性相談支援センター
185				・私立高等学校等就学支援金制度の実施 ・私立高校生等奨学給付金制度の実施 ・私立学校授業料減免事業の実施	・所得による区分により、制度を活用しても授業料の負担が発生する家庭がある。	・アウトプット各事業の実施 ・アウトカム ・財政的に厳しい状況の家庭における、教育費負担が軽減されている。	家庭の経済状況にかかわらず、児童生徒が修学の機会を得ることにつながっている。	・私立高等学校等就学支援金制度をはじめとする、家庭の教育費負担の軽減に係る事業の実施	・所得による区分により、制度を活用しても授業料の負担が発生する家庭がある。	私学・大学支援課
186				●公立高等学校の授業料支援のため、高等学校等就学支援金制度を実施する。 ●専攻科の生徒への授業料の減免を実施する。 ●国公立高等学校の授業料以外の教育費の支援のため、高校生等奨学給付金制度を実施する。 ●平成22年度からの貸与要件の緩和等により制度の拡充を図り、これまで対象とならなかった生徒の学びを支援する。 ●奨学金の新規決定者に対し、早期貸与を行う。	●制度について、対象者への周知徹底を図る必要がある。	●制度について、リーフレットを配布するなどして周知徹底に努め、対象者の概ねから届出期限までに提出させることができた。	●要件を満たす支給希望者全員への支給を実施し、教育の機会均等に寄与した。	●就学支援金制度及び奨学給付金制度を実施する。	●対象者への制度についての周知徹底 ●奨学金制度については、貸与希望者全員に貸与できる予算の確保	高等学校課
187	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	④ 災害に備えた体制づくり	●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策	●避難訓練の実施 ●避難場所の見直し	・南海地震対策についての避難場所の確保	・実績なし	—	●避難訓練の実施 ●避難場所の見直し	・南海地震対策についての避難場所の確保	女性相談支援センター
188			●備蓄等の充実	●備蓄品等の充実	・南海地震対策についての避難場所の確保	・備蓄品等の維持	・備蓄品等の維持	●備蓄品等の充実	・南海地震対策についての避難場所の確保	女性相談支援センター
189			●代替施設による事業の継続	●施設が被害を受けた場合の代替施設を定めておき、災害等による業務の停滞を防ぐ。	・災害時、安全確保でき、かつプライバシーを確保できる設備をいくつか設けておく必要がある。	代替施設について、具体的な検討ができなかった。	検討を進めていく。	●施設が被害を受けた場合の代替施設を定めておき、災害等による業務の停滞を防ぐ。	・災害時、安全確保でき、かつプライバシーを確保できる設備をいくつか設けておく必要がある。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
190	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	① 一時保護所以外の保護できる場の確保	●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境を整える。	・連携強化に向けた協議	・民間シェルターについては、定期的に運営状況を確認しているが、連携体制の強化までは至っていない。	・連携強化に向けた協議が必要。	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境を整える。	・連携強化に向けた協議	県民生活・男女共同参画課
191					●民間シェルター等の連携による一時保護体制の充実	・LGBTの方を保護するためのノウハウを持った施設が高知県にない。	・社会福祉施設への一時保護委託を実施 2件	・被害者及び同伴児の特性に合わせて、安全を確保することができた。	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境を整える。	・LGBTの方を保護するためのノウハウを持った施設が高知県にない。	女性相談支援センター
192	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	① 一時保護所入所時からの継続した自立支援	●民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	・支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えている状況である。	・高知県民間シェルター運営費補助金 100万円/年を限度に交付。	・支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えている状況である。	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	・支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えている状況である。	県民生活・男女共同参画課
193				●日常生活支援のための配偶者暴力支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施	●生活サポーターによる入所中、退所後の自立に向けての支援の実施	・生活サポーターが非常勤職員のため、すべての退所者へのフォローが難しい。 ・退所者の状況の多様化	・生活サポーターの支援 支援実人数30人 延べ299回	・収入が少なく経済的自立が困難	●生活サポーターによる入所中、退所後の自立に向けての支援の実施	・生活サポーターが非常勤職員のため、すべての退所者へのフォローが難しい。 ・退所者の状況の多様化	女性相談支援センター
194				●心理的な自立のための配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援 ●退所後個別カウンセリングが必要な者には、専門機関に依頼し実施	・回復に時間がかかる。 ・多様な被害者への対応	・精神的な問題を抱えている退所者を、精神保健福祉センターにつないだ。	・精神的回復には長い期間を要する。	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援 ●退所後個別カウンセリングが必要な者には、専門機関に依頼し実施	・回復に時間がかかる。 ・多様な被害者への対応	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
195	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	①一時保護所入所時からの継続した自立支援	●自立支援施設の積極的な活用	●女性しごと応援室と自立支援施設との連携強化	・就労に向けた支援の強化	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・女性しごと応援室はDV被害者に限らない就職支援窓口であり、多数の相談を受けているわけではないが、来室したDV被害者に対する相談対応や必要に応じた関係機関への連携等を実施できている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課
196					●自立支援施設をより積極的に活用できるための入所条件の見直し ●就労に向けた支援の強化	—	・自立支援施設利用 5人	・一時保護入所中に、自立支援施設の情報提供をしているが、まだ活用が少ない。	●自立支援施設をより積極的に活用できるための入所条件の見直し ●就労に向けた支援の強化	—	女性相談支援センター
197					●母子生活支援施設における支援機能の充実	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面で1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実	(ちぐさ) ・入所世帯の増加に伴い支援体制の強化 ・入所事由の複雑多様化へ対応するための職員のスキルアップ ・県外を含めた広域的連携の推進	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 15世帯38人 ・相談員研修参加 27回 ・心理療法相談回数 380回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 8名	(ちぐさ) ・関係機関と連携することにより情報の共有ができた ・要支援者と心理職員や個別担当職員による面談回数が増え、支援の強化が計られた	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面で1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ
				(和光寮) ・母子生活支援施設において、安心して相談出来る体制の整備 ・ケース会議等の開催や情報交換 ・法テラスやハローワークの引率	(和光寮) ・入所者の複雑多様化へ対応するための外部心理相談による職員のスキルアップ	(和光寮) ・入所世帯及び人数 8世帯26名 ・関係機関とのケース会実地4回 ・外部心理相談員による児童及び保護者に対する相談実施(78回)	(和光寮) 関係機関と連携・共有する事ができ、そしてスーパーバイザーからのアドバイスにより支援に繋げることが出来た。	(和光寮) 母子生活支援施設において、安心して相談出来る体制の整備 ・要支援者の法テラス・安定所の引率や専門機関への紹介	(和光寮) 入所事由の複雑多様化により広域的な連携が必要	児童家庭課	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
198	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●市町村の主体性の醸成 ●相談につなげる体制整備	●関係機関の協力	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●生活の再建に役立った。	●市町村の主体性の醸成 ●相談につなげる体制整備	●関係機関の協力	女性相談支援センター
199					●関係機関と連携して、生活保護、育児支援、就労支援制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を日常業務の中で行う(安芸) ●生活保護、ひとり親世帯への支援制度等の情報を提供し、活用できるように支援する。(中央東) ●必要な制度について情報提供をおこない必要なサービスの利用が出来るようにする。(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎) ●相談に応じて被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用がスムーズにできるよう市町村との連携を行う。(幡多)	●特になし。(安芸) ●DVに限らず、関係部署との連携により、各種制度の情報の提供をしている。(中央東、幡多) ●対応事例なし(中央西) ●相談事例はないが、福祉保健所内で各課が相談対応事例をDVの危険性がないかの視点で情報共有に努める(須崎)	●情報提供することで、他機関との関係を改めて認識することになった。(中央東) ●対応事例ないが、相談あれば必要な制度について利用できるように情報提供していく必要がある(中央西) ●相談事例はないが、福祉保健所内の各課との情報共有を密にする。(須崎)	●関係機関と連携して、生活保護、育児支援、就労支援制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を日常業務の中で行う。(安芸) ●機会あるごとに情報提供に努めていく。(中央東) ●必要な制度について情報提供を行い、必要なサービスの利用ができるように支援する(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課と状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎) ●関連部署への情報提供、連携の継続(幡多)	●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
200	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	② 各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●高知県ひとり親家庭等自立促進計画(第三次)に基づき、「ひとり親家庭等福祉のしおり」等を様々な機会を活用し、適切な相談窓口につなげる。 ●相談関係者の資質向上に向け、研修を実施する。	●依然として経済的に苦しい状況にあるひとり親家庭が多い一方、各種補助金、貸付制度の認知度は低い状況である。	●「ひとり親家庭等福祉のしおり」の作成、配布 配布部数:22,500部 配布先:34市町村ほか411箇所(新たに民生委員・児童委員、子ども食堂等に配布) ●ひとり親家庭を対象とした補助金の広報用リーフレットの作成、配布 配布部数:4,120部 配布先:34市町村ほか30箇所 ●テレビ、ラジオ、広報誌、児童家庭課フェイスブック等を活用した各種制度、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の周知 ●市町村、福祉保健所職員等を対象とした研修会の開催(H29.5月、6月の計2日)他	●周知の対象、手段を拡大しているが、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の相談や就職決定、各種補助金の利用について件数増加に結び付いていない。 ●研修会実施により担当者の理解は深まっているが、実際の取り組みについては市町村間で温度差があると思われる。	●ひとり親家庭に必要な情報が確実に行き届くよう、より効果的な周知ツールの活用、しおり等配布物の具体的な活用方法を検討していく。 ●市町村における対応方法を確認し、好事例を踏まえ、ひとり親家庭が相談窓口確実につながる体制を構築する。	●周知方法を検討するに当たってのひとり親家庭のニーズ把握 ●市町村間での対応の均一化	児童家庭課	
201					●周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	●民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。 利用者13名(お子さん14名) ●労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。	●子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課	
202					●県営住宅の募集時の優先措置等による支援	●引き続き当選確率を高める優遇措置を行う。	応募者の多い団地については、入居できていない。	29年度の第1回、第2回県営住宅募集にあたり、DV被害者1名の応募があったが、抽選の結果落選となり、入居には至っていない。第3回目と第4回目は該当の応募がゼロだった。	—	引き続き倍率優遇を行っていく	応募倍率の高い団地については、当選・入居に至らないことがある。	住宅課
203					●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	●DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。	特に無し	●上半期においては、県職員住宅を利用された方は2名。 ●その都度、部局間使用の申請を行い、適宜対応を行った。	今後も引き続き、職員住宅利用ができるよう、部局間使用協議を行う。	●DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。	特に無し	県民生活・男女共同参画課
204						●入居基準の見直し	●入居者の減少	●県職員住宅利用 2人	●次のステップに行くまでの待機所として役立った。	●入居基準の見直し	●入居者の減少	女性相談支援センター
205		●部局間使用申請があり、かつ職員住宅に空き室があれば部屋の提供を検討する。	●県職員住宅に空き室がない場合は、希望に沿うことができない。	●空き部屋を継続して貸与できている。	●要望に応えることができた。	●部局間使用申請があり、かつ職員住宅に空き室があれば、部屋の提供を検討する。	●県職員住宅に空き室がない場合は、希望に添うことができない。	職員厚生課				

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)			実施上の課題等	
206	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	③ 住宅の確保に向けた支援	●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	●引き続き緊急避難先として提供を行う。	・高知市内の団地については、定期募集の応募者が多く、DV被害者の希望に対応できていないが、空き部屋がある団地については、随時募集団地以外の団地についても相談があれば検討をする。	今年度については、活用事例はありません。	—	引き続き、緊急避難先としての提供を行っていく。		住宅課(県営住宅)		
207				●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供	●安定的な住宅の確保	・DV被害者の希望している生活圏域に合致する物件の提供	・不動産業者に協力してもらって、希望する地域での住居を見つけることができた。10件 ・保証人のいない者がアパートを借りる場合には、民間の保証業者に依頼した。	・希望と合致する物件が見つかるまで時間を要する。 ・遠隔地での物件探しには限界がある。	●安定的な住宅の確保	・DV被害者の希望している生活圏域に合致する物件の提供		女性相談支援センター	
208					●あんしん住宅の情報提供	●DV被害者についての特別な居住支援の内容を民間事業者が理解しているか不明	・DV被害者についての特別な居住支援の内容を民間事業者が理解しているか不明	(上半期)情報提供を実施したが、活用には至っていない。 (下半期)引き続き情報提供を実施している	—	引き続き、情報提供を行っていく。	DV被害者への居住支援に関する民間事業者の理解を深める。		住宅課
209					●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	・女性相談支援センター、女性しごと応援室の双方の業務内容を理解し、連携を強化するために情報交換会を実施。 ・ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関との連携も図りながら就労支援を実施。	・女性しごと応援室はDV被害者に限らない就職支援窓口であり、多数の相談を受けているわけではないが、来室したDV被害者に対する相談対応や必要に応じた関係機関への連携等を実施できている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし			県民生活・男女共同参画課
210			④ 就労に向けた支援	●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細やかな就労支援	●ハローワークからの情報の収集 ●生活サポーターによるハローワーク・女性のしごと応援室への付き添いの実施	・被害者の望む職種が少ない。 ・生活サポーターによるハローワークへの付き添いの実施 1人	・一時保護の期間中だけでは、希望する職種を見つけることが難しい。	●ハローワークからの情報の収集 ●生活サポーターによるハローワークへの付き添いの実施	・被害者の望む職種が少ない。		女性相談支援センター		
211				●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との更なる連携のため、4半期に1度、連絡会を開催し、情報及び課題の共有を行う。 ●各関係機関で現状や課題を共有し、DV被害者が適切な制度を利用できるように支援していく。	●ひとり親の収入は厳しい状況であり、安定した収入を得るための支援についてニーズが高い。	●現状、課題の共有に向けた関係機関との協議実施：ハローワーク(H29.6月)、高知家の女性しごと応援室(H29.8月) ●連絡会を開催し、情報及び課題の共有を行った(H29.10月)	●各機関とも、相談者数の減少、情報発信強化の必要性といった課題は共有できているが、具体的な連携方法が固まっていない	●ひとり親家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室により定期的に連絡会を行い、個々の相談者の課題に応じた支援方法をルール化する	●DV被害者の生活再建に向け、就業面だけでなく生活面を含めた総合的な支援の実施		児童家庭課		

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
212	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	④ 就労に向けた支援	●ハローワークや「高知家の女性のしごと応援室」等との連携によるきめ細やかな就労支援	県内1,100社を超える事業所に労働関係情報誌を配布し啓発を実施	各企業内での情報の従業員等への配布、活用の実効性の確保	県内1,100社を超える事業所に労働関係情報誌を配布し啓発を実施	—	県内1,100社を超える事業所に労働関係情報誌を配布し啓発を実施	各企業内での情報の従業員等への配布、活用の実効性の確保	雇用労働政策課
213				●県広報媒体(テレビ、ラジオ、啓発リーフレット等配布)による広報の実施 ●ファミリーサポートセンター開設に向けた市町村への働きかけ。	●ファミリーサポートセンターについて、依頼会員に比べてサポートする側の援助会員が少なく、会員の確保が必要 ●県内にファミリーサポートセンターが普及していない。	●高知版ファミリー・サポート・センターの開設(南国市10月・安芸市12月) ●子育て支援員研修の実施(19名参加) ●啓発リーフレットの作成・配布 ●月1回のテレビ放送による広報 ●子育てイベント等でのPR	市町村がセンターを開設するうえでの課題に対する支援策が必要	●高知版ファミリー・サポート・センター設置への支援 ●会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施を拡充	●会員の確保が困難 ●ニーズが顕在化していない ●委託先の確保が困難 ●援助活動の安全性への懸念	県民生活・男女共同参画課	
214				●託児サービスのある職業訓練等の情報提供	●託児つきの訓練と対象者の希望とのミスマッチ	●託児サービスのある職業訓練等の情報提供を行った。	—	●託児サービスのある職業訓練等の情報提供	●託児つきの訓練と対象者の希望とのミスマッチ	女性相談支援センター	
215				●就職活動及び技能習得時の託児支援	●周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	●民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。 利用者13名(お子さん14名) ●労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。	●子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課
216				●パソコン講座等における託児支援	講座終了後の就労効果についての検証とニーズの把握	●就労支援パソコン講座を託児付きで実施。 エクセル基礎講座(3日間) エクセル検定対策講座(4日間) ワード基礎講座(3日間) ワード検定対策講座(5日間) 3日で学ぶ! パワーポイント講座(3日間) Facebook講座(1日間)	●就労のためのスキルアップにつながる講座は、受講申込が多く、学習意欲も高いが、未就業者よりも就業者の受講が増加傾向にある。	●パソコン講座等における託児支援	講座終了後の就労効果についての検証とニーズの把握	男女共同参画センター「ソール」	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
217	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	⑤民間支援団体等による支援の拡充に向けた取組の実施	●DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ	●新たな協力企業、民間支援団体からの掘りおこし ●現在支援頂いている協力企業や民間支援団体との更なる協力関係の醸成	・被害者のニーズ把握 ・新たな支援に向けた働きかけ →協力企業・団体のリサーチ、交渉	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・被害者のニーズ把握 ・新たな支援に向けた働きかけ →協力企業・団体のリサーチ、交渉	●新たな協力企業、民間支援団体からの掘りおこし ●現在支援頂いている協力企業や民間支援団体との更なる協力関係の醸成	・被害者のニーズ把握 ・新たな支援に向けた働きかけ →協力企業・団体のリサーチ、交渉	県民生活・男女共同参画課
218					●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードバンクとの連携	・支援団体等の拡充 ・継続して、提供できる体制 ・金銭面での支援の拡充	・女性保護対策協議会より退所祝い支給 2件 ・女性保護対策協議会総会へ出席	・被害者の生活再建に役立った。	●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードバンクとの連携	・支援団体等の拡充 ・継続して、提供できる体制 ・金銭面での支援の拡充	女性相談支援センター
219					●保護命令発令後の安全の確保	●警察との連携による安全の確保	・被害者のDVに対する理解不足 ・保護命令の効力についての正しい認識	・警察との連携による安全の確保	・被害者の安全の確保ができた。	●警察との連携による安全の確保	・被害者のDVに対する理解不足 ・保護命令の効力についての正しい認識
220	●保護命令が発令された直後に加害者に接触した上、発令の事実確認及び指導警告を実施。 ●必要に応じて被害者方の巡回等を実施し、近況を把握。	●退去命令時に加害者が命令を実行するまで、若干時間を要する。	●全ての保護命令につき、速やかに加害者へ接触して、発令の事実確認及び指導警告を実施した。 ●加害者が指導警告に対して反抗的な態度を示す等した場合、加害者の動静や被害者の近況把握を密にし、被害発生防止に動いた。	●先制的な指導警告により、ほぼ全ての加害者は保護命令の遵守を確約する等し、被害発生が防止された。 ●必要に応じて被害者方の巡回等を実施し、近況を把握。		●保護命令が発令された直後に加害者に接触した上、発令の事実確認及び指導警告を実施。 ●必要に応じて被害者方の巡回等を実施し、近況を把握。	●審尋に加害者が現れなかった場合、保護命令の発令後に指導警告を実施することが困難となる。	警察本部(少年女性安全対策課)			
221	●地域のネットワークの構築による情報共有	①関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。 参加：63機関(うち市町村23、社会福祉協議会2)、111名	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。 分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 昨年度と比較して、参加者数はほぼ横ばいであるが、参加機関数は増加。(H28年度：参加者110名、56機関(うち市町村23))	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課		

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
222	4 DV被害者の自立支援	安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	●地域におけるネットワークづくりと関係機関の連携強化	●本人の希望により、地域での見守り体制や情報の共有について希望がなかった場合の対応	●要保護児童対策地域協議会等への参加 22回 ●個別ケース検討会議への参加 18回	●それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつながりができた。	●地域におけるネットワークづくりと関係機関の連携強化	●本人の希望により、地域での見守り体制や情報の共有について希望がなかった場合の対応	女性相談支援センター
223					●市町村や市町村社協と連携した支援を行うため、民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による負担感や後継者不足への対応	●新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	●民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ●市町村や市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課
224					■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携 ■子どもの見守り体制の推進	●地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ●各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	●全市町村の児童福祉担当部署へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の活用について説明(H29年5月~6月) *活用状況(7市町) 南国市・須崎市・香南市・土佐清水市・中土佐町・黒潮町・大月町	●児童虐待防止対策コーディネーターを中心とした庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携が図られ、地域で子どもを見守る体制づくりが構築されつつある。	●全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	●市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	児童家庭課
225						●要保護児童対策地域協議会の構成員として民生委員・児童委員の積極的な位置づけと見守りについて、全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関の課長及び係長を対象とした研修(H29.6月)や市町村訪問(H29.8月~10月)により再度依頼。	●民生委員・児童委員に対して個別ケース検討会議等への積極的な参加要請が行われつつある。	●要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ●各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	児童家庭課(児童相談所)	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
226	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	<p>●地域のネットワークの構築による情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る(安芸) ●各種の会に積極的に参加し情報の共有に努める。(中央東) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行っていく。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎) ●DV関係機関ネットワーク会議や通常業務を通じて市町村等関係機関との連携の強化(幡多) 		<ul style="list-style-type: none"> ●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図っている(安芸) ●DVIに限らず、関係部署との情報交換により、DVIについての情報共有ができた。(中央東) ●対応事例なし(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有に努めた。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との情報共有(9月)(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村や関係機関が、地域の情報共有を図っている。(安芸) ●情報提供することで、他機関との関係を改めて認識することになった。(中央東) ●対応事例あれば地域のネットワークによる情報の共有化を図っていく必要がある(中央西) ●DV相談事例はないが、要保護児童地域対策協議会でのネットワーク構築に努めた。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議の場で関係機関との情報共有ができた(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る(安芸) ●機会あるごとに情報共有に努めていく。(中央東) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を図る(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎) ●DV関係機関ネットワーク会議や通常業務を通じて市町村等関係機関との連携促進(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎) 	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
227	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度は小学校全校にSC等を配置する。また、3校配置によるSCの派遣間隔が空くことへの解消に努めるとともに生徒指導上の課題が多い中学校への派遣回数を可能な限り増やす。 アウトリーチ型SCの支援センターへの配置拡充 SC、SSWによる合同研修会(地区別)を開催 SC等研修講座を開催 SCに対するスーパーバイズの実施 効果的な実践事例を基にした研究協議を行い活動にかかる対応力の向上を図る。 心の教育センターにSCとSSWを常駐し、相談体制の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> SC等の勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要。 SC等の有効な活動には、校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。 実践事例をSCの研修や連絡協議会で紹介し各校での実践につなげる必要がある。 心の教育センターに常駐するSCの活用について年度途中で検証し実施上の課題の把握と改善に努めなければならない。 SCスーパーバイザーを積極的に活用し、支援の充実を図る必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを6市の支援センターに配置した。 SC等研修講座(6/18、7/9、10/22、11/19、12/17、1/21) 教育相談体制の充実に向けた連絡協議会(8/17、8/18、8/21、8/22、8/24、8/25) SC、スーパーバイズの実施(随時) 研修会やスーパーバイズの実施により、SCの対応力が向上している。 	<ul style="list-style-type: none"> SCの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 SCの専門性が向上し、よりの確かな支援ができるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を8市に拡充する。 SC等研修講座の開催(年6回) SC、SSWによる合同研修会の開催(6ブロック) SCに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識や技能を有した人材の確保 SC配置拡充のための予算確保 SCの専門性の向上を図る必要がある。 	人権教育課
228					<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携を図る。 ●関係機関が開催する各種会議へ出席する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●より綿密なネットワークを構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度DV被害者支援連絡会議への出席。 ●高知県女性保護対策協議会総会へ講師として出席。 ●平成29年度第1回こうち男女共同参画会議への出席。 ●平成29年度DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会へ講師として出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ●他機関との連携が構築できた。 ●講師として参加し、警察として執り得る措置や法律の解釈を参加者へ周知できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。 	警察本部(少年女性安全対策課)
229					<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 今後もこれまでの取組と同様、戸籍・住民基本台帳事務協議会において制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで各市町村から加害者に支援者の情報が漏れたという報告はなく、問題なく対応がなされていると考えているものの、DV被害者に係る住民基本台帳関係事務については、慎重に行う必要があり、各市町村の実務においては判断に悩む事例がある。今後も各市町村において支援対象者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求がなされた場合、支援者の住所がなりすまし等によって加害者に知られることがないよう、市町村窓口担当者に対して制度周知を継続して行う必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内各ブロック及び県全体で開催された戸籍・住民基本台帳事務協議会の場で、住民基本台帳事務におけるDV支援対象者への対応・連携について情報提供等を行った。 また、住民基本台帳事務における支援措置申出者数を把握した。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者の情報が漏れたという報告はなく、適切に運用・対応がなされていると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後もこれまでの取り組みに引き続き、県内各ブロックの戸籍・住民基本台帳事務協議会において制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。また、住民基本台帳事務における支援措置申出者数を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで各市町村から加害者に支援者の情報が漏れたという報告はなく、問題なく対応がされていると思われるが、DV被害者に係る住民基本台帳の事務については、慎重に行う必要があり、実務において判断に悩む事例があることから、今後も市町村において支援対象者の住所等の情報が、なりすましによって加害者に知られることのないよう、市町村窓口担当者に対して周知を継続していく必要がある。

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
230	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による負担感や後継者不足への対応	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応	●新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ●市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課
231					●要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	●全市町村の児童福祉担当部署へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の活用について説明(H29年5月-6月) * 活用状況(7市町) 南国市・須崎市・香南市・土佐清水市・中土佐町・黒潮町・大月町	●児童虐待防止対策コーディネーターを中心とした庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携が図られ、地域で子どもを見守る体制づくりが構築されつつある。	●全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	●市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	児童家庭課(児童相談所)
232					●児童相談所や福祉保健所等による育児支援	●市町村によっては管理票の提供がなく、十分な情報を得ることができない場合があるため、管理票の提供を求めている。	●要保護児童対策協議会に参加し、情報を収集に努めた。 ●管理票の提供がない市町村に対し、県教委の役割を説明するなど、取組に対する理解を求めた。	●支援が必要な児童生徒の情報の収集ができた。 ●市町村によっては、管理票の提供について、理解が得られ、情報の収集ができるようになった。	●県教委として引き続き、要保護児童対策地域協議会への参加を行い、情報を把握に努め、事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。	●市町村によっては管理票の提供がなく、十分な情報を得ることができない場合があるため、管理票の提供を求めている。	人権教育課
233					●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を行う(須崎) ●検診や発達相談による育児支援を行う。その中でDV被害者の情報があればピックアップし、関係機関と情報共有する。(中央東) ●個別検討会等により情報の共有化を図り、必要な育児支援を行う。(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(須崎)	●新規1例(両親と子どもの世帯)に、児童相談所及び関係機関が連携し、安全確保、加害者への指導や家族協議等の対応をした結果、元の家庭で生活している。現在も、要対協での見守りと福祉保健所の支援を継続中。(安芸) ●事例なし(中央西、須崎) ●健診や発達相談における関係機関との情報共有をしている。(中央東)	●児童相談所と情報共有し、DVの情報整理、一時保護の対応、及び要対協で継続的な見守りをするように助言することで適切な対応ができている。(安芸) ●病院とのカンファレンスに参加し、具体的な支援に結び付いている。(中央東) ●生活保護のケースにおいて必要であれば、子育て支援専門相談員の育児支援がスムーズに行われるよう情報共有を図っていく必要がある(中央西) ●DV相談事例はないが、要保護児童地域対策協議会等でDVの被害があれば育児支援していく。(須崎)	●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を行う(安芸) ●関係機関との協力を継続していく。(中央東) ●個別検討会等により各担当での情報の共有化を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(須崎)	●育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
234	●専門的な知識及び技術を要する相談業務 ●専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定と支援	●DVにかかる子どもの心理的ケアの必要性が関係機関に認識されていない	●児童相談所職員による配偶者暴力相談支援センターの職員を対象としたDVの目撃等による子どもの心理的被害についての研修実施(H29.12月) ●児童相談所との情報共有の手順の確認。	●配偶者暴力相談支援センターの職員のDVの目撃等による子どもの心理的被害や児童相談所との情報共有の手順の理解が図られた。	●配偶者暴力相談支援センターとの連携協議会や職員研修の実施による連携強化	児童家庭課(児童相談所)					

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
235	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●関係機関との連携による面会交流における支援の検討	●面会交流にかかるDV被害者のニーズに対して、関係機関と連携して適切な支援が行える	●対応事例がないため、支援に関する情報が不足している	●対応事例無し。	●対応事例がないため、支援に関する情報が不足している	●面会交流にかかるDV被害者のニーズに対して、関係機関と連携して適切な支援が行える	●対応事例がないため、支援に関する情報が不足している	県民生活・男女共同参画課
236					●ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの法律相談に弁護士を加え、相談体制を強化する。 ●関係機関で情報共有、連携し、面会交流に係るDV被害者のニーズを踏まえ、社会資源を活用しながら支援していく。	●面会交流を行っているひとり親の割合が少ないが、支援体制ができていない。	●ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの法律相談件数 弁護士:32件 司法書士:41件 うち、面会交流に係る相談を含むもの:6件 ●ひとり親家庭等就業・自立支援センターの来所者へのアンケートを実施(来所理由、相談内容等)	●DV被害者の面会交流についての相談がなく、相談者のニーズの把握が難しい。	●ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの弁護士、司法書士による相談対応を行う。 ●来所者アンケートの結果を踏まえ、面会交流に係るニーズを把握する。	●関係機関と連携し、相談者のニーズに沿った支援体制づくり	児童家庭課
237					●支援が必要な事例があれば、市町村等の関係機関と連携し、子どもの成長を見守る(安芸) ●子どものために健診への参加を促し、市町村との連携を図る。(中央東) ●個別検討会等により関係機関の情報の共有化を図り、見守りの体制をつくる。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図り、子どもの心身の状況を確認し助言支援する(須崎) ●市町村等関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(幡多)	●新規1例に対応(両親と子どもの世帯)。市町村、配偶者暴力相談支援センター、学校、児童相談所、施設、福祉保健所等が情報共有し、安全確保、加害者への指導や家族協議等の支援をした結果、元の家庭で通学や生活を再開。要対協の見守りや支援継続により、生活が維持できている。(安芸) ●事例なし(須崎) ●市町村の健診に協力し、要フォロー児へのアフターケアを協議していく。(中央東) ●対応事例がないが、各市町村や関係機関での見守り体制を確認した(中央西) ●市町村、児相等と連携し、子どもの成長発達の見守りを実施(幡多)	●自治体や学校等が連携し、対応した結果、加害者からのDVはなく、母子の希望する生活環境で、要対協の見守りや家族支援を継続しながら、母子の心身の回復を支援できている。(安芸) ●病院とのカンファレンスに参加し、具体的な支援に結び付いている。(中央東) ●地域に既存の見守り体制あり。地域での見守り体制の充実強化が必要。(中央西) ●DV相談事例はないが、要保護児童地域対策協議会等でDVの被害あれば子どもの心身状況確認し助言支援していく。(須崎) ●市町村、児相等と連携し、地域での支援に繋がることができた。(幡多)	●支援が必要な事例があれば、市町村等の関係機関と連携し、子どもの成長を見守る。(安芸) ●関係機関との協力を継続していく。(中央東) ●個別検討会等により関係機関の情報の共有化を図り、見守りの体制をサポートする(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図り、子どもの心身の状況を確認し助言支援する(須崎) ●市町村、児相等と連携し、子どもの成長発達の見守りを実施(幡多)	●子どもの心身の成長の見守りに関する機関の具体的な役割や人員配置など明確化していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
238	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携 ■子どもの見守り体制の推進	●地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ●各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	●全市町村の児童福祉担当部署へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の活用について説明(H29年5月-6月) *活用状況(7市町)南国市・須崎市・香南市・土佐清水市・中土佐町・黒潮町・大月町	●児童虐待防止対策コーディネーターを中心とした庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携が図られ、地域で子どもを見守る体制づくりが構築されつつある。	■全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	●市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	児童家庭課(児童相談所)				

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】														
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
239	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り	●市町村担当課との連携及び実施園との事前・事後の連絡を密にすることにより、支援内容の充実を図るとともに、地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 ●親育ち支援啓発事業における保護者への研修(講話・ワークショップ)の一層の拡充に向け、未実施の市町村への継続的な呼び掛けや研修会等での声かけを行っていく。	該当なし	●園内研修支援事業において241回(79園)の研修支援を行った。うちブロック別研修支援(13園)では、保育参観に基づくグループ協議を中心に継続支援を行っている。また、4回のミドル受講者による公開保育を行い、4名の保育者が他園での保育協議の運営を行った。 ●親育ち支援啓発事業において、保護者への研修を88回(63園・小学校22・団体2)行った。実施園・校における保護者の参加率は51.3%であった。また、実施後の保護者へのアンケート結果において、99.3%が「子どもへの親のかかわりが大切だと思う」、99.1%が「今後の子育てに生かしていきたい」と回答があった。	●各園の研修テーマや要望に合わせた園内研修支援を実施するとともに、ブロック別研修支援においては担当主事が継続支援したり、2年目園にはミドルフォローアップ受講者による公開保育の運営を行ったりすることで、園の課題や状況に応じた研修等につながっている。 ●保護者への講話やワークショップを通して、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、学んだことを行動に移そうとする姿がアンケート結果から伺えた。しかし、研修設定の工夫不足や研修参加に消極的な保護者がいるため、保護者の参加の増加につながっていない現状がある。	●実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連絡を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 ●親育ち支援啓発事業における保護者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかけていくとともに、就学時健診での親育ち支援の講話を組み込んでもらえるように働きかける。 ●各園の組織体制を整え、研修の実施や継続的な取組につなげていこう。幼保推進協議会等を通じて働きかける。	幼保支援課				
240	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	●平成29年度は小学校全校にSC等を配置する。また、3校配置によるSCの派遣間隔が空くことの解消に努めるとともに生徒指導上の課題が多い中学校への派遣回数を可能なかぎり増やす。 ●アウトリーチ型SCの支援センターへの配置拡充 ●SC、SSWによる合同研修会(地区別)を開催 ●SC等研修講座を開催 ●SCに対するスーパーバイズの実施 効果的な実践事例を基にした研究協議を行い活動にかかる対応力の向上を図る。 ●心の教育センターにSCとSSWを常駐し、相談体制の強化を図る。	●SC等の勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要。 ●SC等の有効な活動には、校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。 ●実践事例をSCの研修や連絡協議会で紹介し各校での実践につなげる必要がある。 ●心の教育センターに常駐するSCの活用について年度途中に検証し実施上の課題の把握と改善に努めなければならない。 ●SCスーパーバイザーを積極的に活用し、支援の充実を図る必要がある	●SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを6市の支援センターに配置した。 ●SC等研修講座(6/18、7/9) ●教育相談体制の充実に向けた連絡協議会(8/17、8/18、8/21、8/22、8/24、8/25) ●SC、スーパーバイズの実施(随時) ●研修会やスーパーバイズの実施により、SCの対応力が向上している。	●SC及の配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 ●SCの専門性が向上し、よりの確な支援ができるようになった。	●SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置拡充。 ●SC等研修講座の開催 ●SC、SSWによる合同研修会の開催 ●SCに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保 ●SC配置拡充のための予算確保 ●SCの専門性の向上を図る必要がある。	人権教育課			

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】																												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関																		
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等																	
241	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	●養護教諭年次研修において「保健室における健康相談の考え方と進め方」を実施する	●DVに特化した研修にはならない	●養護教諭初任者研修31人に対し、「保健室における健康相談の考え方と進め方」を実施	●養護教諭初任者研修の実施	●スクールヘルスリーダーによる経験の浅い養護教諭へのフォローアップ	●スクールヘルスリーダーの希望がない場合がある	●養護教諭初任者研修の実施	●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣するために、現職養護教諭にも制度を周知する	●スクールヘルスリーダーの確保	保健体育課														
242				●必要時、関係機関と連携して支援を行う(安芸)	●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行っていく。(中央西)	●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する(須崎)	●事例なし(安芸、須崎)	●対応事例がないが、要保護児童対策地域協議会においてスクールソーシャルワーカーや市町村職員等の役割や支援体制について確認した(中央西)	●必要なケアについて引き続き関係者が確認をしていく必要がある(中央西)	●DV相談事例がないが、要保護児童地域対策協議会等で被害がある場合スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する(須崎)	●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じ必要なケアを把握しケアの充実に向けて市町村への助言・支援をする。(中央西)	●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する(須崎)	●必要時、関係機関等と連携して支援を行う(中央東)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)													
243				●SSWの高等学校への配置の拡充。	●SC、SSWによる合同研修会(地区別)を開催	●SSW研修協議会の開催	●SSWに対するスーパーバイズの実施	効果的な実践事例を基にした研究協議会を行い活動かかるとの向上を図る。	●心の教育センターにSCとSSWを常駐し、相談体制の強化を図る。	●SSWの勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要。	●SSWの有効な活動には、校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。	●SSWをはじめとする関係機関との連携について実践事例を研修や連絡協議会で紹介し各校での実践につなげる必要がある。	●心の教育センターに常駐するSSWの効果的な活用について検証し実施上の課題の把握と改善に努めなければならない。	●SSWスーパーバイザーを積極的に活用し、支援の充実を図る必要がある	●SSWの配置を31市町村・学校組合、15県立学校に配置した。	●SSW研修協議会(6/23)	●SSW初任者研修会(4/28、11/17)	●教育相談体制の充実に向けた連絡協議会(8/17、8/18、8/21、8/22、8/24、8/25)	●SSWスーパーバイズの実施(随時)	●研修会やスーパーバイズの実施により、SSWの対応力が向上している。	●SSWの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。	●SSWの専門性が向上し、よりの確な支援ができるようになった。	●SSWの配置を33市町村・学校組合及び21県立学校に拡充する。	●SSW研修協議会の開催(年1回)	●SSW初任者研修会(年2回)	●SC、SSWによる合同研修会の開催(6ブロック)	●SSWに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
244	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	② 被害者及び子どもたちの心身の回復の支援	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の増額。 ・1ヶ所、1,000千円以内 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討(第3次DV被害者支援計画の策定を検討する中で実施)	・被害者への支援の拡大、充実を図るための、民間シェルターの育成及び掘り起こし ・民間シェルターに対する支援の在り方や役割分担の検討が必要。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円	・H28に交付額を721千円から1,000千円に増額出来たが、まだ団体の持ち出しが事業費の1/2を超えている。 ・民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要があることから、実績報告の様式や検査方法の見直が必要。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	県民生活・男女共同参画課
245					●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	・支援団体等の拡充 ・継続して、提供できる体制 ・金銭面での支援の拡充	・民間支援団体主催の行事参加への働きかけを行い、居場所づくりを進めた。	●被害者の自立支援に役立つ。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	・支援団体等の拡充 ・継続して、提供できる体制 ・金銭面での支援の拡充	女性相談支援センター
246					●あったかふれあいセンター職員研修の継続 ・DV対策にかかるパンフレットの設置等による周知の協力	・あったかふれあいセンターが集いの場づくりに終始し、相談や訪問活動などをきめ細かく行う機能面の充実や、地域ニーズを把握し柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)としての活動に至っていないところがある。	・あったかふれあいセンター職員に必要基本的知識の習得やOJT体制づくりを目的とした階層別研修や、あったかふれあいセンターの活動充実のために必要な知識や技術を身につけるための研修を開催。	あったかふれあいセンターの実情を踏まえた研修が実施できた。DV被害等、地域で支援が必要な人を早期発見できる人材を育成するため、引き続き、あったかふれあいセンター職員の人材育成研修を継続していく。	・あったかふれあいセンター職員研修の継続	・委託元である実施主体の市町村との問題意識の共有 ・人材育成研修の継続と求められる役割の整理	地域福祉政策課
247					●あったかふれあいセンター等との連携	●市町村、包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応の研修の実施	高齢者虐待の防止に向けた取組など課題解決に向けた理解を深めることが必要。	高齢者虐待防止研修会の実施 ・市町村向け:H29.8月50名	高齢者の虐待防止に向け、課題への取り組みに関する知識や理解を深めることができた。	継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進。
248				●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	・隣保館職員等からの要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	29年度に県内の隣保館を19館訪問し、DVIに関する相談の有無と対応について聞き取りをした。	訪問した館のうち1館でDVIに関する相談があり、関係機関につないだことを確認した。	●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	・隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。 ・隣保館職員等からの要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	人権課	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
249	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	③ 地域での居場所づくり	<p>●民間シェルターとの連携による居場所づくり【一部再掲】</p>	<p>●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の増額。 ・1ヶ所、1,000千円以内</p> <p>●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討(第3次DV被害者支援計画の策定を検討する中で実施)</p>	<p>・被害者への支援の拡大、充実を図るための、民間シェルターの育成及び掘り起こし</p> <p>・民間シェルターに対する支援の在り方や役割分担の検討が必要。</p>	<p>民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円</p>	<p>・H28に交付額を721千円から1,000千円に増額出来たが、H29の実績においても団体の持ち出しが事業費の1/2を超えている。</p> <p>・民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要があることから、実績報告の様式や検査方法の見直が必要。</p>	<p>●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給</p> <p>●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討</p>	<p>・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。</p>	県民生活・男女共同参画課
250				<p>●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成</p>	<p>・支援団体等の拡充</p> <p>・継続して、提供できる体制</p> <p>・金銭面での支援の拡充</p>	<p>・民間支援団体主催の行事参加への働きかけを行い、居場所づくりを進めた。</p>	<p>・被害者の自立支援に役立った。</p>	<p>●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成</p>	<p>・支援団体等の拡充</p> <p>・継続して、提供できる体制</p> <p>・金銭面での支援の拡充</p>	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
251			①市町村の取組強化にむけての働きかけ、市町村との連携強化	●市町村基本計画の策定と取組の推進	●男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる。 ●市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。	●首長訪問や市町村計画策定の手引きの活用、市町村への働きかけ及び情報提供の充実。	●10市町村を訪問し、市町村計画の策定を働きかけた。	●市町村の個別訪問を強化し、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援することが必要である。	●市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。	●市町村への働きかけを継続する、市町村計画策定の手引きの活用など情報提供の充実を図る。	県民生活・男女共同参画課
252	5地域における取り組みの推進	(1)地域での見守り体制づくり		●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等周知実施の働きかけ【一部1(2)②再掲】	●広報広聴課、人権啓発センター等、利用できる広報媒体を活用し、繰り返し広報を続ける。 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・テレビ・ラジオ ・人権啓発センターCM ●公共交通機関を活用した広報活動の実施	●広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(RKC 2回 FM 1回) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○高知城パープルライトアップ ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	●広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関			
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等		
253	5地域における取り組みの推進	(1)地域での見守り体制づくり	①市町村の取組強化	●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進にむけての働きかけ【2(2)③再掲】	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる ・町内の職員体制	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	—	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる ・町内の職員体制	県民生活・男女共同参画課		
254						●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える	・関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者の支援に役立った。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える。	女性相談支援センター	
255						●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有【2(2)③再掲】	●DV被害者対応のスキルの継続 ●二次的被害の防止	・事例の無い市町村では、DVに特化した研修の必要性を感じていない。	・関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所 ・高知市福祉課職員への研修実施	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者の支援に役立った。 ・女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える。	女性相談支援センター
256						●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	・相談員スキルアップ研修の実施(3回) ①①ジェンダーの視点をもった相談～DV被害からジェンダーを考える～ ②LGBT・性的少数者の理解と支援 ③災害時に相談員として何ができるのか	・相談員の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実を図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・事例の無い市町村では、DVに特化した研修の必要性を感じていない。	スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	女性相談支援センター
257						●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供【2(2)③再掲】	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	・人権啓発センターでは相談業務を事務局長、2課長で担当しており、DV防止をテーマとした研修には参加していない。 ・DV防止セミナー等の開催情報やDV事件発生状況との情報収集を行っている。	センターではあらゆる人権相談に対応するため、特定のテーマに特化した専門的な研修には参加していない。	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	男女共同参画センター「ソーレ」
258										人権啓発センター			

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
259	5地域における取り組みの推進	(1)地域での見守り体制づくり	②関係機関との連携強化に向けた取組	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【1(1)①再掲】	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソール、社会福祉協議会。 参加：63機関(うち市町村23、社会福祉協議会2)、111名	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。 分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 昨年度と比較して、参加者数はほぼ横ばいであるが、参加機関数は増加。(H28年度:参加者110名、56機関(うち市町村23))	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
260					●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化	関係機関のブロック会への参加者の減少	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化を図った。	—	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化	関係機関のブロック会への参加者の減少	女性相談支援センター
261					●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域の関係機関が共通認識をもち、連携して対応。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に積極的に参加し、関係機関との交流を図る。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携をもつ(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との連携を促進する。(幡多)	—	●特になし。(安芸) ●ブロック別DV関係連絡会議に参加し、関係機関との意見交換ができた。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加できなかった(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との情報共有(9月)(幡多)	●ブロック別DV関係連絡会議に参加し、関係機関との意見交換ができた。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議の場で関係機関との情報共有ができた(幡多)	●ブロック別DV関係連絡会議に参加を継続し、関係の強化を図る(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携をもつ(安芸、須崎)	●ブロック別DV関係機関連絡会議の日程は参加しやすい日程にし、欠席の場合は議事録などフィードバックがあればよい。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
262	5 地域における取り組みの推進	(1) 地域での見守り体制づくり	② 関係機関との連携強化に向けた取組	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【1(1)①再掲】	●連絡会議へDV担当者が参加する。	●他機関との連携を強化する必要がある。	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●他機関との連携が構築できた。 ●講師として参加し、警察として執り得る措置や法律の解釈を参加者へ周知できた。	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
263	5地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	(2)地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	①関係機関との連携強化に向けた取組	●地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)②再掲】	●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	・女性相談支援センター、女性しごと応援室の双方の業務内容を理解し、連携を強化するために情報交換会を実施。 ・ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関との連携も回りながら就労支援を実施	・女性しごと応援室はDV被害者に限らない就職支援窓口であり、多数の相談を受けているわけではないが、来室したDV被害者に対する相談対応や必要に応じた関係機関への連携等を実施できている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課
264					●関係機関の研修会等への参加	多くの問題があるため、DVに対しては、対応が後回しになっている。	・こうちセーフティネット連絡会、「社会を明るくする運動」高知県推進委員会、自殺対策関係機関連絡調整会議への参加	—	●関係機関の研修会等への参加	多くの問題があるため、DVに対しては、対応が後回しになっている。	女性相談支援センター
265					■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携 ■子どもの見守り体制の推進	・地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	・全市町村の児童福祉担当部署へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の活用について説明(H29年5月-6月) *活用状況(7市町) 南国市・須崎市・香南市・土佐清水市・中土佐町・黒潮町・大月町	・児童虐待防止対策コーディネーターを中心とした庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携が図られ、地域で子どもを見守る体制づくりが構築されつつある。	■全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	児童家庭課(児童相談所)
266					●市町村や市町村社協との連携した支援を行うための取組の周知(再掲)	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による負担感や後継者不足への対応	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村や市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課
267					●圏域別の意見交換会の開催	・市町村や弁護士等の専門職団体など高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要	・圏域別権利擁護意見交換会の実施 安芸圏域: H29.9 29名 中央東圏域: H29.9 34名 中央西圏域: H29.9 38名 高幡圏域: H29.8 27名 幡多圏域: H29.9 20名	高齢者等の権利擁護の推進に向け、継続的に関係機関と連携し、課題解決に向けた取組みを行う必要がある。	圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。	市町村や弁護士等の専門職団体など高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要。	高齢者福祉課
268	5地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	(2)地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	①関係機関との連携強化に向けた取組	●地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)②再掲】	●研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う	・障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所の管理者等との情報共有や連携	平成29年11月16日、12月11日に施設従事者を、11月13日に行政担当者を対象にした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、広報・啓発を行った。 参加者: 165名(行政18名、従事者147名)	障害者虐待防止・権利擁護研修と連動した防止対策等の広報・啓発が実施できたため、より効果的な研修の開催ができた。	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
269	5地域における早期発見、通報及び相談体制づくりの推進	(2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	① 関係機関との連携強化に向けた取組	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】	●市町村の主体性の醸成 ●相談につなげる体制整備	●関係機関の協力	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●生活の再建に役立った。	●市町村の主体性の醸成 ●相談につなげる体制整備	●関係機関の協力	女性相談支援センター
270					●相談に応じて被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用がスムーズにできるよう市町村との連携を行う。(安芸、幡多) ●生活保護、ひとり親世帯への支援制度等の情報を提供し、活用できるように支援する。(中央東) ●必要な制度について情報提供をおこない必要なサービスの利用が出来るようにする。(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎)	●特になし。(安芸) ●DVに限らず、関係部署との連携により、各種制度の情報の提供をしている。(中央東) ●対応事例なし(中央西、須崎)	●情報提供することで、他機関との関係を改めて認識することになった。(中央東) ●対応事例ないが、相談あれば必要な制度について利用できるように情報提供していく必要がある(中央西) ●相談事例はないが、福祉保健所内の各課で情報共有を密にする。(須崎)	●相談に応じて被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用がスムーズにできるよう市町村との連携を行う。(安芸) ●機会あるごとに情報提供に努めていく。(中央東) ●必要な制度について情報提供を行い、必要なサービスの利用ができるように支援する(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎)	●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
271	5地域における早期発見、通報及び相談体制づくりの推進	(2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	① 関係機関との連携強化に向けた取組	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】	●高知県ひとり親家庭等自立促進計画(第三次)に基づき、「ひとり親家庭等福祉のしおり」等を様々な機会を活用し、適切な相談窓口につなげる。 ●相談関係者の資質向上に向け、研修を実施する。	●依然として経済的に苦しい状況にあるひとり親家庭が多い一方、各種補助金、貸付制度の認知度は低い状況である。	●「ひとり親家庭等福祉のしおり」の作成、配布 配布部数:22,500部 配布先:34市町村ほか411箇所(新たに民生委員・児童委員、子ども食堂等に配布) ●ひとり親家庭を対象とした補助金の広報用リーフレットの作成、配布 配布部数:4,120部 配布先:34市町村ほか30箇所 ●テレビ、ラジオ、広報紙、児童家庭課フェイスブック等を活用した各種制度、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の周知	●周知の対象、手段を拡大しているが、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の相談や就職決定、各種補助金の利用について件数増加に結び付いていない。 ●研修会実施により担当者の理解は深まっているが、実際の取り組みについては市町村間で温度差があると思われる。	●ひとり親家庭に必要な情報が確実に行き届くよう、より効果的な周知ツールの活用、しおり等配布物の具体的な活用方法を検討していく。 ●市町村における対応方法を確認し、好事例を踏まえ、ひとり親家庭が相談窓口で確実につながる体制を構築する。	●周知方法を検討するに当たってのひとり親家庭のニーズ把握 ●市町村間での対応の均一化	児童家庭課

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
272	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知活動を行い、本サービスを定着させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。 利用者13名(お子さん14名) ・労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。 	雇用労働政策課
273				<ul style="list-style-type: none"> ●地域のネットワークの構築による情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。 	<p>8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。</p> <p>参加：63機関(うち市町村23、社会福祉協議会2)、111名</p>	<p>昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。</p> <p>グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。</p> <p>分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。</p> <p>昨年度と比較して、参加者数はほぼ横ばいであるが、参加機関数は増加。(H28年度：参加者110名、56機関(うち市町村23))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。 	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
274	5 地域における取り組みの推進	(3) 地域における自立に向けた支援の取組	① 生活再建に向けた見守り支援	●地域のネットワークの構築による情報共有	●地域におけるネットワークづくりと関係機関の連携強化	●本人の希望により、地域での見守り体制や情報の共有について希望がなかった場合の対応	●要保護児童対策地域協議会等への参加 22回 ●個別ケース検討会議への参加 18回	●それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつながりができた。	●地域におけるネットワークづくりと関係機関の連携強化	●本人の希望により、地域での見守り体制や情報の共有について希望がなかった場合の対応	女性相談支援センター
275					●市町村や市町村社協と連携した支援を行うため、民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による負担感や後継者不足への対応	●新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	●民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ●市町村や市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課
276					■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携 ■子どもの見守り体制の推進	●地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ●各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	●全市町村の児童福祉担当部署へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の活用について説明(H29年5月-6月) * 活用状況(7市町) 南国市・須崎市・香南市・土佐清水市・中土佐町・黒潮町・大月町	●児童虐待防止対策コーディネーターを中心とした庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携が図られ、地域で子どもを見守る体制づくりが構築されつつある。	●全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	●市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	児童家庭課
277						●要保護児童対策地域協議会の構成員として民生委員・児童委員の積極的な位置づけと見守りについて、全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関の課長及び係長を対象とした研修(H29.6月)や市町村訪問(H29.8月-10月)により再度依頼。	●民生委員・児童委員に対して個別ケース検討会議等への積極的な参加要請が行われつつある。	●要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ●各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	児童家庭課(児童相談所)	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
278	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	●相談に応じて被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用がスムーズにできるよう市町村との連携を行う。(安芸) ●各種の会に積極的に参加し情報の共有に努める(中央東) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行っていく。(中央西) ●市町村等関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(幡多)		●管内8市町村の民生委員会で、ひとり親家庭等への福祉制度の説明をした:8回、民生委員81名、職員23名。(安芸) ●要対協等個別ケース会でのDVを含む問題について積極的に発言している。(中央東) ●対応事例なし(中央西) ●生活保護等で生活再建の支援(幡多)	●対応主体の取り組みへの参考意見にしている。(中央東) ●対応事例あれば地域のネットワークによる情報の共有化を図っていく必要がある(中央西) ●市町村等関係機関との連携により、地域で支援(幡多)	●各ケース会における情報提供や助言、相談事例に応じ関係機関と連携を図り支援する。(中央東) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行っていく(中央西) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行う。(須崎)	●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
279	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	●地域のネットワークの構築による情報共有 ・平成29年度は小学校全校にSC等を配置する。また、3校配置によるSCの派遣間隔が空くことの解消に努めるとともに生徒指導上の課題が多い中学校への派遣回数可能な限り増やす。 ・アウトリーチ型SCの支援センターへの配置拡充 ・SSWの高等学校への配置の拡充。 ・SC、SSWによる合同研修会(地区別)を開催 ・SC等研修講座を開催 ・SSW研修協議会の開催 ・SCとSSWに対するスーパーバイズの実施 効果的な実践事例を基にした研究協議を行い活動にかかる対応力の向上を図る。 ・心の教育センターにSCとSSWを常駐し、相談体制の強化を図る。	・SC等の勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要。 ・SCやSSWの有効な活動には、校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。 ・SSWをはじめとする関係機関との連携について実践事例をSCの研修や連絡協議会で紹介し各校での実践につなげる必要がある。 ・心の教育センターに常駐するSCやSSWの活用について年度途中で検証し実践に努めなければならない。 ・SCおよびSSWスーパーバイザーを積極的に活用し、支援の充実を図る必要がある	・SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを6市の支援センターに配置した。 ・SSWを31市町村・学校組合、15県立学校に配置した。 ・SC等研修講座(6/18、7/9) ・SSW研修協議会(6/23) ・教育相談体制の充実に向けた連絡協議会(8/17、8/18、8/21、8/22、8/24、8/25) ・SC、SSWスーパーバイズの実施(随時) ・研修会やスーパーバイズの実施により、SC及びSSWの対応力が向上している。	・SC及びSSWの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 ・SCやSSWの専門性が向上し、よりの確かな支援ができるようになった。	・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置拡充。 ・SSWの配置市町村及び県立学校への配置拡充 ・SC等研修講座の開催 ・SSW研修協議会の開催 ・SC、SSWによる合同研修会の開催 ・SC、SSWに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC、SSW配置拡充のための予算確保 ・SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。	人権教育課	

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
280	5 地域における取り組みの推進	(3) 地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	●地域のネットワークの構築による情報共有	●関係機関と連携し、情報を共有する。	●関係機関との連携を密にする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 	●他機関との連携が構築できた。	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)		
281				●あつたかふれあいセンター職員研修の継続(再掲)	●DV対策にかかるパンフレットの設置等による周知の協力(再掲)	●あつたかふれあいセンターが集いの場づくりに終始し、相談や訪問活動などをきめ細かく行う機能面の充実や、地域ニーズを把握し柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)としての活動に至っていないところがある。	●あつたかふれあいセンター職員に必要な基本的知識の習得やOJT体制づくりを目的とした階層別研修や、あつたかふれあいセンターの活動充実のために必要な知識や技術を身につけるための研修を開催。	あつたかふれあいセンターの実情を踏まえた研修が実施できた。	●あつたかふれあいセンター職員研修の継続(再掲)	●委託元である実施主体の市町村との問題意識の共有	●人材育成研修の継続求められる役割の整理	地域福祉政策課	
282				●あつたかふれあいセンター等との連携【4(2)③再掲】	●市町村、包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応の研修の実施	●高齢者虐待の防止に向けた取組など課題解決に向けた理解を深めることが必要。	高齢者虐待防止研修会の実施 ●市町村向け:H29.8月50名	高齢者の虐待防止に向け、課題への取り組みに関する知識や理解を深めることができた。	継続して権利擁護研修会を実施する。	●権利擁護に関するさらなる理解促進。			高齢者福祉課
283				●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。	●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	●隣保館職員等から聞き取った要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	29年度に県内の隣保館を19館訪問し、DVIに関する相談の有無と対応について聞き取りをした。	訪問した館のうち1館でDVIに関する相談があり、関係機関につないだことを確認した。	●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。	●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	●隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。	●隣保館職員等から聞き取った要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	人権課

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
284	5地域における自立に向けた支援の推進	(3)地域における自立に向けた見守り支援	①生活再建に向けた見守り支援	●民間支援団体との連携による居場所づくり【4(2)③再掲】	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の増額。 ・1ヶ所、1,000千円以内 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討(第3次DV被害者支援計画の策定を検討する中で実施)	・被害者への支援の拡大、充実を図るための、民間シェルターの育成及び掘り起こし ・民間シェルターに対する支援の在り方や役割分担の検討が必要。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円	・H28に交付額を721千円から1,000千円に増額出来たが、H29の実績においても団体の持ち出しが事業費の1/2を超えている。 ・民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要があることから、実績報告の様式や検査方法の見直が必要。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	県民生活・男女共同参画課
285					●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	・支援団体等の拡充 ・継続して、提供できる体制・金銭面での支援の拡充	・民間支援団体主催の行事参加への働きかけを行い、居場所づくりを進めた。	・被害者の自立支援に役立った。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	・支援団体等の拡充 ・継続して、提供できる体制・金銭面での支援の拡充	女性相談支援センター
286					●事例があれば、市町村等と共有し、児童相談所と連携し、育児支援を行う。(安芸) ●検診や発達相談等による育児支援を行う。その中でDV被害者の情報があればピックアップし、関係機関と情報共有する。(中央東) ●個別検討会等により情報の共有化を図り、必要な育児支援を行う。(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(須崎、幡多)	●新規1例(両親と子どもの世帯)に、児童相談所及び関係機関が連携し、安全確保、加害者への指導や家族協議等の対応をした結果、元の家庭で生活している。現在も、要対協での見守りと福祉保健所の支援を継続中。(安芸) ●事例なし(中央西、須崎) ●健診や発達相談における関係機関との情報共有をしている。(中央東) ●事業で把握し児童相談所と連携が必要な事例あり(幡多)	●自治体や学校等が連携し、対応した結果、母子の希望する生活環境で、要対協の見守りや家族支援を継続できており、加害者からのDVはなく、子どもの健全な成長の見守りができている。(安芸) ●病院とのカンファレンスに参加し、具体的な支援に結び付いている。(中央東) ●生活保護のケースにおいて必要であれば、子育て支援専門相談員の育児支援がスムーズに行われるよう情報共有を図っていく(中央西) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例がない状態が数年続いている、要保護児童地域対策協議会等機会を通じ関係機関での情報共有、連携の強化を図る必要	●事例があれば、市町村等と共有し、児童相談所と連携し、育児支援を行う。(安芸) ●必要時発達相談等の活用及び他機関との連携により支援する。(中央東) ●個別検討会等により各担当間での情報の共有化を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(須崎、幡多)	●育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
287	●専門的な知識及び技術を要する相談業務 ●専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定と支援	・DVにかかる子どもの心理的ケアの必要性が関係機関に認識されていない	・児童相談所職員による配偶者暴力相談支援センターの職員を対象としたDVの目撃等による子どもの心理的被害についての研修実施(H29.12月) ・児童相談所との情報共有の手順の確認。	・配偶者暴力相談支援センターの職員のDVの目撃等による子どもの心理的被害や児童相談所との情報共有の手順の理解が図られた。	●配偶者暴力相談支援センターとの連携協議会や職員研修の実施による連携強化	児童相談所					

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
288	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	③子どもの健やかな成長の見守り	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【4(2)①再掲】	●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による負担感や後継者不足への対応	●新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ●市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課
289					■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	●全市町村の児童福祉担当部署へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の活用について説明(H29年5月-6月) *活用状況(7市町) 南国市・須崎市・香南市・土佐清水市・中土佐町・黒潮町・大月町	●児童虐待防止対策コーディネーターを中心とした庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携が図られ、地域で子どもを見守る体制づくりが構築されつつある。	●全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	●市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	児童家庭課(児童相談所)
290					●子どもの見守り体制の推進	●市町村によっては管理票の提供がなく、十分な情報を得ることができない場合があるため、管理票の提供を求めていく。	●要保護児童対策協議会に参加し、情報を収集に努めた。	●支援が必要な児童生徒の情報の収集ができた。	●県教委として引き続き、要保護児童対策地域協議会への参加を行い、情報を把握に努め、事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。	●市町村によっては管理票の提供がなく、十分な情報を得ることができない場合があるため、管理票の提供を求めていく。	人権教育課
291					●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実【4(2)②再掲】	●平成29年度は小学校全校にSC等を配置する。また、3校配置によるSCの派遣間隔が空くことの解消に努めるとともに生徒指導上の課題が多い中学校への派遣回数を可能なかぎり増やす。 ●アウトリーチ型SCの支援センターへの配置拡充	●SC等の勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要。 ●SC等の有効な活動には、校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。 ●実践事例をSCの研修や連絡協議会で紹介し各校での実践につなげる必要がある。 ●心の教育センターに常駐するSCの活用について年度途中に検証し実施上の課題の把握と改善に努めなければならない。 ●SCスーパーバイザーを積極的に活用し、支援の充実を図る必要がある	●SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを6市の支援センターに配置した。 ●SC等研修講座(6/18、7/9) ●教育相談体制の充実に向けた連絡協議会(8/17、8/18、8/21、8/22、8/24、8/25) ●SC、スーパーバイズの実施(随時) ●研修会やスーパーバイズの実施により、SCの対応力が向上している。	●SCの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 ●SCの専門性が向上し、よりの確な支援ができるようになった。	●SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置拡充。 ●SC等研修講座の開催 ●SC、SSWIによる合同研修会の開催 ●SCに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保 ●SC配置拡充のための予算確保 ●SCの専門性の向上を図る必要がある。

【高知県DV被害者支援計画 平成29年度事業進捗管理表】																					
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関										
					H29年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等											
292	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	③子どもの健やかな成長の見守り	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	●養護教諭年次研修において「保健室における健康相談の考え方と進め方」を実施する	●スクールヘルスリーダーによる経験の浅い養護教諭へのフォローアップ	●DVに特化した研修にはならない	●養護教諭初任者研修31人に対し、「保健室における健康相談の考え方と進め方」を実施	●経験の浅い養護教諭配置校であっても、スクールヘルスリーダーの希望がない場合がある	●養護教諭初任者研修の実施	●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣するために、現職養護教諭にも制度を周知する	●スクールヘルスリーダーの確保	保健体育課								
293				●市町村関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(安芸、幡多)	●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行っていく。(中央西)	●事例なし(安芸、須崎、幡多)	●対応事例がないが、要保護児童対策地域協議会においてスクールソーシャルワーカーや市町村職員等の役割や支援について確認した(中央西)	●必要なケアについて引き続き確認をしていく必要がある(中央西)	●DV相談窓口が市町村となり相談事例がない状態が数年続いている、要保護児童地域対策協議会等機会を通じ関係機関での情報共有、連携の強化を図る必要がある。(須崎)	●市町村関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(安芸)	●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じ必要なケアを把握しケアの充実に向けて市町村の支援を行う(中央西)	●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行う。(須崎)	●必要時は、SSW等と連携し支援する(中央東)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)						
294				●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケアの充実	●SSWの高等学校への配置の拡充	●SC、SSWIによる合同研修会(地区別)を開催	●SSW研修協議会の開催	●SSWに対するスーパーバイズの実施	効果的な実践事例を基にした研究協議会を行い活動にかかる対応力の向上を図る。	●心の教育センターにSCとSSWを常駐し、相談体制の強化を図る。	●SSWの勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要	●SSWの有効な活動には、校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。	●SSWをはじめとする関係機関との連携について実践事例を研修や連絡協議会で紹介し各校での実践につなげる必要がある。	●心の教育センターに常駐するSSWの効果的な活用について検証し実施上の課題の把握と改善に努めなければならない。	●SSWスーパーバイザーを積極的に活用し、支援の充実を図る必要がある	●SSWの配置を33市町村・学校組合及び21県立学校に拡充する。	●SSW研修協議会の開催(年1回)	●SSW初任者研修会(年2回)	●SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック)	●SSWIに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保